

を此の問題の解決に働くを、斯くて結局、全教科を學習せしめんとするものである。此の方法による時は被教育者の生活要求に合致し、興味を喚起し、又被教育者各個の個性に適合するといふ利益がある。被教育者は自由に學ぶことを得、壓迫を感じることがない。是は心理學的立場より考ふれば極めて良き方法である。低學年の子供には適するが、只、往々子供の自己本位となり易く、傳統の文化を傳習し、又社會の要求に一致する様に努力するといふ如く、自己を模範規準に一致せしめることに對して冷淡になり易い恐れがある。

第三章 教案論

(一) 教案の意義 教材が選擇、分類、排列、統合せられたば之を學年、學期、毎週、毎日、に割當てねばならぬ。これには教授日數、時間數、被教育者の年齢、能力の程度、土地の情況、教科の性質等を考へて適當の分量に區分して配當せねばならぬ。かくして教科課程表、教授細目、日課表(時間割)、教授週案、教授日案等が出來てくるのである。

幼稚園及び尋常小學校下級にありては教師の側に於て豫め教材を準備して之を課する事にせず、専ら幼兒兒童の自らの好みに從つて任意の事項を學ばしめる事を重んじ、又専ら遊戲的に學ばしめんとする方法がある。かかる場合には教師の側の教案は全く無用のものとなる様に思はれる。固より好事情の下にあつては是にても好結果が得られぬではない。併し更に深く考ふるに、幼兒兒童の自由に選ぶ所のもの必ずしも常に良いものではなく、經驗深き教師の示す所を見て幼兒は更に自己の所好に適する物あることを發見することが少くない。されば子供の主觀的心理的な希求に従ふのみを以て能事とすることは出來ない。教師

は常に子供の自由を許しながら、諸種の價値ある材料を準備しおき、適宜の方法を以て之を善用せしめる様に仕向けねばならぬ。かくして此に一種の自由變改の餘地多き教案が出來てくるのである。

(二) 教科課程

教科課程とは教科の程度と内容とを意味するものである。教科課程を定めるについて注意すべき要點を次に掲げる。

- (1) 各教科各教材が現在文化の中に於て占むる重要な度を見定めること。
 - (2) 將來における社會の要求を顧みる時に如何なる教科に重きをおく可きかを見定めること。
 - (3) 子供の心身發達の程度に對し如何なる教材が學修し得らるべきかを考定すること。
 - (4) 教材の排列法は教科の性質上、並に子供の興味及び能力上、如何なるものを採用すべきかを定めること。
 - (5) 各教科の毎週時間數は相互の關係上、如何様にして均合を保つべきかを考定すること。
 - (6) 男女の別によつて如何なる差別をなすべきかを考定すること。
 - (7) 土地の情況、個人の事情によつて如何なる斟酌を加ふべきかを考定すること。
- 本邦に於ては其の大要は後に述ぶる様に法令によつて規定せられてゐる。
- ### (三) 教授細目
- 教科課程に定められたる大體の内容と程度とを目標として、更に
- 各教科内の教材を各學年、各學期、各週の時間に配當し、首尾連絡ある教材網を造らねばならぬ。之を教授細目といふ。其の編成上注意すべき點を次に掲げる。

 - (1) 教材の分量を毎學期、毎週の時間數に適合する様に編成せねばならぬ。
 - (2) 材料と時間數との均合が取れない時には、時に材料過多を來して教授は注入に陥り、時に又材料過少を來して無用の反覆を生じ兒童は倦怠を生ずることを免れない。
 - (3) 凡て時間數に對しては餘裕を取り教材の豫習、復習の餘地を存しおくことが必要である。
 - (3) 偶發事項の教授、質問の解決、成績査定等の爲に豫定を増減することある
- 第三章 教案論
- 一七五

ゆゑ此の點からも時間に餘裕を見積りおくことが必要である。

(4) 教材は適當に區分し、事實或は思想の群團を適當に小部分宛に纏め、之に適當の時間を配當する様にし、務めて児童の理解に便なる様にせねばならぬ。

(5) 教材の排列及び教材相互の連絡統合に注意し理解と牢記とに便ならしめる様に務めねばならぬ。

(6) 季節の順序を顧慮せねばならぬ。自然の事物は春夏秋冬の時季によつて實物實地に接觸し易きものを配當せねばならぬ。又、人事界のことについても年中行事の移り行きを考へ、具體の事例に訴へる様に注意せねばならぬ。

(7) 地方特有の事情に適合する様にせねばならぬ。山間と海邊と都會地とでは子供の生活の状況に差異があり、寒温熱帶の各地方に於ては自然の材料が甚しく異なる。

(8) 各學年、各學期の始期、中期、終期に於ては児童の學力と興味とは共に變化を生ずるゆゑ是をも考慮しおくことが肝要である。

(9) 男女の性別は學年の進むと共に現れ來るものであるから、之に應じて教材を適當に配當せねばならぬ。

(10) 教授細目は之を實地に試みたる結果によつて、其の適否を反省し、改善を加へる様にせねばならぬ。週案、日案には實際欄を設けて、必ず其の結果を記入しあき、教授細目改修の資に供せねばならぬ。

(四) 日課表 各教科の毎週教授時數は教科課程表に定められてあるが、さて其の各教科を一週間内の適當の時間に割當てなければならぬ。之を日課表又は時間割といふ。大抵一週間中、日曜日を休日として除き、他の六日間に全教科を大體等分に割當てる。尤も土曜日は時數を減じ或は半日とするが普通である。其の作成上注意すべき點を次に掲げる。

(1) 每日の教授の始業終業の時刻を定めるには(一)晝夜の長短、(二)通學に要する時間、(三)季節における温度及び氣象、(四)土地の慣習、職業その他特別の事情等を適宜斟酌せねばならぬ。

(2) 每時間の長さは幼年級にあつては四十五分、上級にあつては五十分とし、休憩時間を前者は十五分、後者は十分とするが普通である。併し修身、音樂、體

操など二十五分乃至三十分宛にて一時間内に轉換し、一週間内の度數を多くする方法も適宜採用するがよい。以上は主として小學校についてあるが、幼稚園に時間割を用ひる場合には小學校幼年級よりも更に毎回の學習時間を減じ、自由遊戯の時間数を多くするがよい。

(3) 興味と疲労との關係を顧慮して配當せねばならぬ。

一、同一教科は成るべく日を異にして割當て、成るべく平均間隔をおく様にする。是は同一教科を続けることは倦怠を生ずるから之を避けんが爲である。

二、勞逸轉換の理法を應用し、心身活動の旺盛なる時に困難なる教科を配當し、疲労を生ずること少き教科を其の次に割當てるがよい。休日の翌日は精神活動旺盛なるを普通とすれども、家庭の事情によつては休日に却つて心身を疲労せしめることが多きものあるゆゑ注意せねばならぬ。一日中にて言へば午前は午後よりも心身活動は旺盛である。朝の第一時第二時は最も旺盛であるが第二時の方注意が高まり能率多いといはれてゐる。午後の第一時

は晝休によりて恢復せられるゆゑ午前の最終時よりも能率は高い。併し午後は一般に速に疲れる傾きがある。此の理由により思考推理に努力を要する教科は午前中におき、又修身或は歴史の或部分の如き情操陶冶を中心とする教科は精神の最も靜肅なる第一时限におくがよい、又同種類の教科を重複せしめて心身の活動を一方に偏せしめる様なことなき様注意せねばならぬ。

(五) 教授案 教授細目により日課表に照して決定したる教授題材について其の目的並に教材を授くる順序方法を記したる豫定案を作成する、之を教授案又は略して教案といふ。教授案は教師の豫定案なるが故に實際に當つては必要に應じて臨機に變更を加へ子供の眞の學得を助成する様にせねばならぬ。豫定案を行して子供の倦怠を生ずるが如き事があつてはならぬ。又教授案は教授を終りたる後に於て、其の豫定と實際とが如何様に一致し或は一致せざりしかを比較し反省し、感じたることは之を教案の末段實際欄に記入し、以て自己の反省の資料とし、又教授細目改修の資料とするがよい。

第四章 教授の段階

(一) 教授の單元 教授を行ふに當つては先づ教材を適當に區分しなければならぬ。かく區分けられたる教材は一つの題目の下に纏められる。此の一題材を單元と呼ぶのである。此の一單元毎に次に述ぶる一定の段階を経るが故に又之を一方法的單元ともいふ。例へば歴史の題材『天孫降臨』、理科の題材『油菜』、算術における『公約數』などと言ふが如きは皆一つの單元とすることが出来る。

(二) 教授の段階 教授の一單元を取扱ふに當つては一定の順序に依らねばならぬ。此の順序を一段々々と秩序正しく進み行く時に子供は最も能く知識技能を修得することが出来る。此の順序を教授の段階といふのである。此の教授の段階については從來學者間に種々の議論があつたが、現今最も便利として廣く行はれてゐるのは次に述べる三段法である。是には知識科に關するものと技能科に關するものとの二種類がある。

(一) 知識的教材の段階

第一段 豫備 この段階に於て行はれる主要の事項は次の通りである。

- (1) 子供の興味と注意とを新問題に引つけ、自ら進んで學ばんとの學習動機、問題解決の意志を誘發する。
- (2) 新題材に關係ある舊知識を喚起し、之を整理して、新知識を類化吸收するに便ならしめる。
- (3) 豫備的問答中、適宜の時機に於て新に授けんとする問題を教師より豫告する。之を目的指示といふ。此の目的指示は時間の始に第一に掲げられてもよく、又子供との問答中に示すもよく、尙進んでは成るべく子供自ら之を學習の問題として選び出す様に導くがよいのである。

此の目的指示をなすについて注意すべきことは(ア)簡単明瞭なること(イ)理解に容易なること(ウ)興味を刺戟するに適すること(エ)又教授の單元が數時間に亘るときは先づ全體の目的を指示し、更に其の部分目的として今教授する單元を題目として示すべきこと等である。

第二段 教授 この段階は又提示の段階ともいふ。三段階中最も重要な

るものである。此の段階に於ての主要なる事項は次の通りである。

- (1) 新教材を提出し、新しき知識を形成する。是が爲に各部分の知識を明瞭ならしめる。
- (2) 新舊知識を比較し、各部分を連絡し、統括して全知識を系統的に作る。
- (3) 理科などの様に自然界に關する知識は専ら實物實地の觀察、蒐集、又は實驗、或は繪畫標本を用ひなどして専ら直觀の働きより入り、次第に共通概念(類概念)を作り、又一般法則を造る様に導く。
- (4) 歴史科などの様な過去の事實に關する知識は専ら記憶、想像、理解に訴へ、出來事の原因結果を知らしめ、知識を正確ならしめる。
- (5) 修身科の如き規範を與へ、實踐を促すものにありては生活の目的と手段との間の關係、實現に關する方法を知らしめ、實踐の動機を刺戟する。
- (6) 教科書あるものは之を讀解せしめ、又記錄せしめおくべきものは筆記帳に記入せしめる。

第三段 整理 この段階は又應用段ともいふ。前の教授段に於て得たる

知識を運用して、知識正確の度を増し、活用の力を高め、知識を自己自身の所有ならしめるものである。

- (1) 教授の段に於て獲得したる知識を未だ經驗せざる場合に適用して、新問題の解決を試みしめる。
- (2) 既習知識を自己の言語、文章、繪畫その他によつて發表し、其の知識を活用せしめる。
- (3) 既得の一般法則或は概念によつて更に新しき問題を自ら構成する様に仕向ける。
- (4) 既得知識を諸方面より新に考へしめ、形を變へて反覆せしめなどして知識を正確ならしめる。

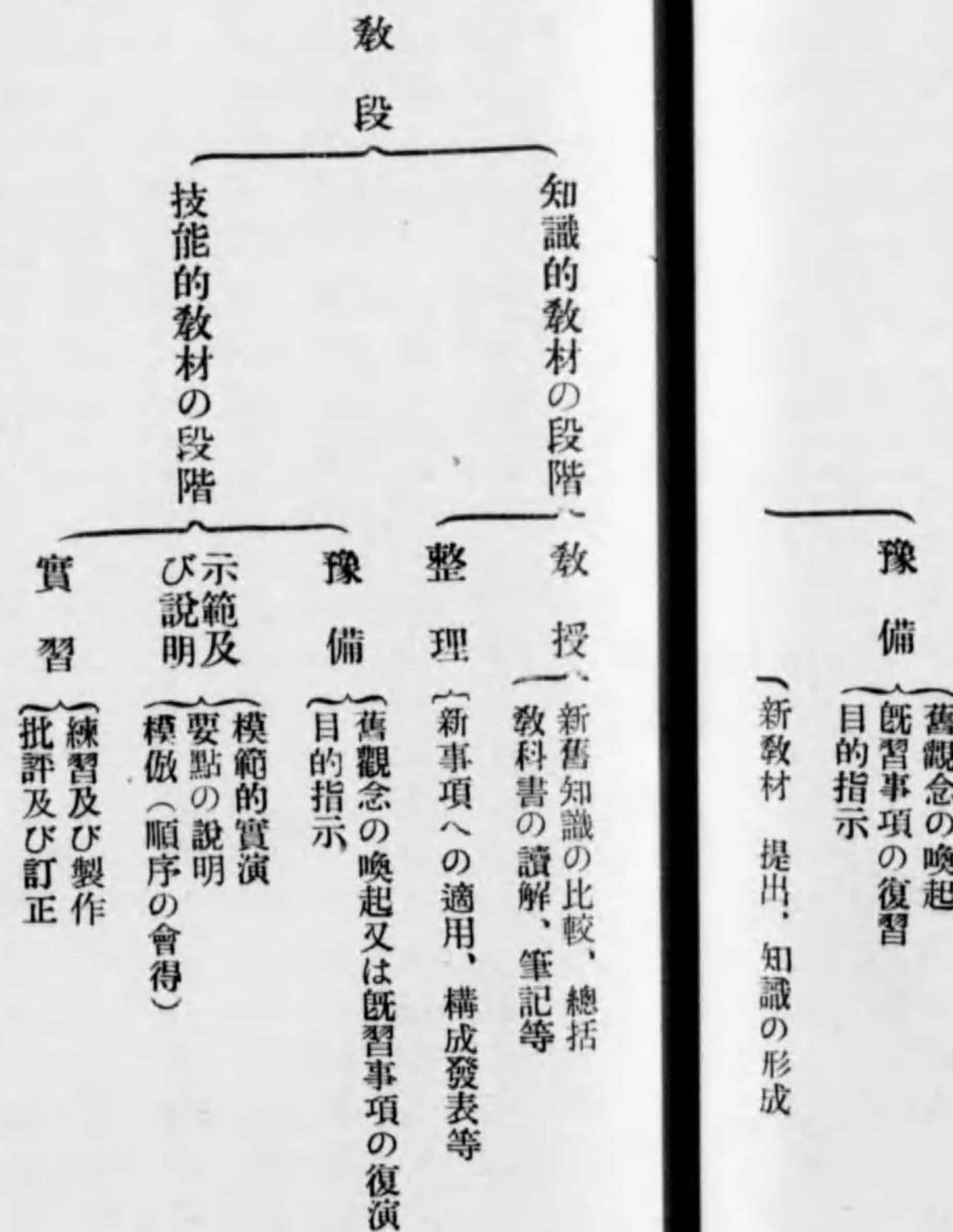
(三) 技能的教材の段階

第一段豫備 知識的教材の段階中の豫備と大差はない。既有的知識を喚起し、復習しなどして新教材の理解修得の素地を作り、又目的を指示して注意を當面の題材に集中せしめる。

第二段 示範及説明 教師は自ら技能の模範を示し、其の要領を説明し、誤解し易き點や陥り易き弊害等につきて注意を與へる。

部分々々を正確に示し、又部分を總合したる全體の調和的完成を示すことが必要である。尤も場合により、部分より全體に及ぼすもよく、或は先づ全體を示して次に部分に及ぶもよく、要は理解し易からしめるにある。かくして方法を會得せしめる。

第三段 實習 教師の示範と説明とによつて兒童は之を理解する事は出来るが、さて之を手本として自ら爲すに當つては屢々反覆練習せねばならぬ。實習中必要に應じて批評訂正を加へる。實習は教師の手本通りに模せしめる事もあり、又之を参考として自己の工夫創造を加へしめる事もあり、共に肝要のことである。



第五章 教授の様式

教授の様式或は略して教式といふ。教師と子供との相互活動の關係をいふのである。次の二つの種類がある。

(一) 注入的教式 この教式に於ては教師の活動が主となり、子供は受け身の状態におかれる。即ち教師は事物を示し、講演し、或は模範を示し説明するといふ様に教師のみ活動して、子供は専ら之に注視傾聽するのである。過去の時代に於ては特に能く用ひられた教式である。此の方法に偏する時は兒童の倦怠を生ずる事が甚しい。それゆゑ、今日にては注入と言へば舊式不良の方法の様に考へられてゐる。併し此の形式は適當に用ふれば極めて有効なる方式となるのである。注入はいつも子供を受動的にのみあらしめるものではない、外面向には受動に見えても内面向には旺盛なる自發的活動を喚起してゐる場合も少くない。併し、此の方法は一般に多くの知識を授ける年長學級に用ひられる事が多い。

(二) 開發的教式 この教式は子供の活動が主となり、教師は之を補助指導するの

である。即ち或は問を發して子供に答をなさしめ、或は問題を課して其の答案を作らせる如きを言ふのである。此の教式は専ら子供の自己活動を促進することを目的とし、知識技能の正確と其の活用とを主眼とする所から來つたのである。

(一) 注入的教式に屬するものに次の三種類がある。

(一) 示教的教式 これは子供の感覺的直觀に訴へて明瞭正確なる知識を得しめんとするものである。實物實地の經驗を與へることを要旨とする。之について注意すべきことは次の通りである。

- (1) 示教物は實物を用ひることを原則とする。實物を得難き時は繪畫、模型、標本等を使用する。
- (2) 實物が過大過小にして觀察理解し難き時は縮小圖、擴大圖、模型、圖式、略圖などを用ひるがよい。
- (3) 實物は其の事物を代表するに足るべき要點を具へたるもの、又自然の事物は成るべく其の儘のものを用ひるがよい。作爲に過ぎたるものは往々眞の知識を誤る恐れがある。

(4) 観察は成るべく多方面よりなさしめるがよい。視覺によるのみでなく、他の覺官にも訴へしめねばならぬ。

(5) 観察の際には教師は其の要點に注意し、漫然看過する事なきやう注意せねばならぬ。

(6) 観察は一回の目撃によつて成遂げられるものではない。それゆゑ、同一事物にても順次に諸方面より観察せしめねばならぬ。陳列臺上に並べおいて長時日に亘つて観察せしめるがよい。

(7) 観察せしめる時、必要に應じて要點を塗板上に圖示するなどは最もよい方法である。児童にも亦その見る所を圖解せしめて観察の正否を判断し批評してやるがよい。

(二) 示範的教式 これは教師が自ら模範を示して子供をして之に倣はしめる方法である。書方、圖畫、唱歌、手工、體操のやうな技能に關する教科では専ら此の教式を用ひる。これについて注意すべき點は次の通りである。

(1) 如何なる叙述も到底技術そのものを人に示すことは出來ない。優れた

る藝術家の製作の如きは其の動作の一舉一動が深い悟得を修學者の腦中に生せしめるものである。此の點より見て教師の模範は眞摯熱誠を以て子供に與へられねばならぬ。技能の末にのみ走ることなく、其の精神的態度を感得せしめる様に注意せねばならぬ。

(2) 教科教材の難易により、又子供の心身發達の程度により、複雜なる技能は分解して示し子供に能く了解せられる様にすることが肝要である。

(3) 示範的教式は教師の模範を示し、児童をして模倣せしめるのではあるが併し凡て其れは技能の要領を捉へしめるにある。子供は此の要領を悟得し、之を模倣し發表する際には自己獨特の工夫を之に加ふる事を妨げない。例へば圖畫の際に其の一點一劃をも悉く師の模範に倣はんとする爲に却つて活氣と精神とを失ふが如き事は往々見る所である。特に教師の缺點をも合せて模倣するが如きは避けなければならぬ事である。

(三) 講演式 これは教師口頭を以て教授事項を子供に傳達し、子供は専ら靜肅に之を謹聽するのである。是には(1)事實を有りの儘に陳述する叙述式のもの

(2) 因果の理法或は理由と結論との連絡結合を主とするものがある。是について注意すべきことは次の通りである。

(1) 講話は事實の正確と、叙述の明瞭と、言語の適當といふ事に注意せねばならぬ。又理論的のものにあつては論理整然として因果の關係、理由と結論との一致が明瞭にして疑ふ餘地のない様に述べられなければならぬ。壓迫的の態度によつて知識を詰込まんとし、又は牽強附會の説をなすが如きは子供の批判力を暗昧にするものと言はねばならぬ。

(2) 想像に訴ふる文學的作品或は童話の如きものに在つても、其の思想の運行は子供の經驗に照して矛盾の感を生ぜざる様に、其の力の程度に應じ、合理的ならしめん事を努めねばならぬ。

(3) 講話に興味を與へ、又理解を容易ならしめる爲に、比喩や事實例を用ひる事は極めてよい事である。子供は具體的事項を能く理解し得るからである。

(4) 講話は餘りに急速であつてはならぬ。急速なる時は反省悟得の餘裕がない。又餘りに遅緩なる時は子供の思想は常に教師の思想を飛び越え、話者限せねばならぬ。

聽者の態度一致せず興味は消退する。又講話は餘りに長きに亘る時は疲勞を生じ誤聞誤解を生じ易い。それゆゑ子供の状況を査察し適當の時間に制限せねばならぬ。

(5) 講話は示範と同様に一種の技術的精神と熟練とを要する。言語、音聲、態度、叙述法等について工夫練習する所がなければならない。併し是が爲に往々不自然的な作爲的態度に陥るから警戒を要する。輝きたる内部精神より溢れ出づる自然的態度によることが肝要である。

(二) 問答的教式に屬するものに次の二種類がある。

(一) 問答的教式 これは教師と子供との間に問答を交換して知識の授受をなすをいふ、教師先づ問ひて子供之に答ふる場合もあり、又子供質問して教師之に解答を與へる場合もある。

問答的教式は形式の上から二つに分けることが出来る。

(ア) 決定的問答式 是は『然り』或は『否』と答へるのみにて事足る場合である。例へば『魚は卵生であるか』『然り』『日本民族は白人種であるか』

「否」といふ様に問の中に既に答になる知識を含んで居る場合である。

(1) 補充的答式 是は例へば『油菜の花の形は如何』との間に對して『油菜の花瓣は十字形である』と答へ、或は『利息は如何にして求めるか』との間に對して『利息を求めるには元金と利率と期間との積を求めればよい』と答へる様に、答の知識を以て問の知識を補つて完成させるのである。故に補充的と言はれてゐるのである。

問答的教式はまた其の目的の上から三つに分けることが出来る。

(ア) 復習的問答式 既に學習せる事柄について度々問答する時は其の記憶と理解とが確實になる。かく知識を明確にせん爲に行ふのである。

(イ) 試験的問答式 是は子供が或事柄につきて如何程の知識と理解とを有するかを知らんとする時、或は既習事項を如何なる程度に記憶し理解せるかを檢せんが爲に行ふのである。

(ウ) 発展的問答式 是は一を聞いて十を知るといふ様に、或一つの事柄から他の事柄を推知し、特殊の事實から一般の法則を見出し、或は原因を聞いて其の結果を推定するといふ様に問答を進めゆき、以て知識を發展擴充せしめるのである。

問答法について注意すべき要點を次に掲げる。

甲【發問上の注意】

- (1) 発問の意味が明瞭正確なることを要する。従つて用語は平易にして子供の理解に適するものでなくてはならぬ。發問の意義が茫漠に失し、或は多岐に亘る時は子供は如何に答ふべきかに迷ひ、或は教師の豫期せざる種々の答を生ずるに至る。
- (2) 発問を進歩的繼續的に進めんとするには前後の關係が論理的有機的であることを要する。
- (3) 発問して答を得るまでには相當に考慮の餘地を與へねばならぬ。勿急に答へしめんとする時は子供は當て推量の愚答をなすに至ることを免れない。
- (4) 決定的發問の場合には其の答が往々まぐれ當りと成る恐れがある。そ

れのる場合により更に理由を聞き紹すがよい。

(5) 発問は全級の子供に對して發し衆兒をして十分考へしめたる後、一児童を指名する様にせねばならぬ。然らざれば全級の子供を活動せしめることが出來ぬ。

乙【答の處理上の注意】

- (1) 子供の答正しき時は教師は承認満足の意を表し、其の能力を認め、彼等をして自信の念を得しめねばならぬ。若し難問題を解し得たる場合などには賞賛の言葉を以て獎勵せねばならぬ。
 - (2) 子供の答正しくとも、若し其の理由が真に正確なるか否かの疑はしき時は、更に他方面より問ひ、又は其の理由を述べしめて解答力を試めすがよい。
 - (3) 子供の答正しからざる時は、其れは教師の問ひ方の悪しきによるか、或は子供の不理解或は不注意によるか反省し、其の原因を考へ、適當の處置を取らねばならぬ。
 - (4) 子供の答不完全なる時は、教師は助成補導して答を完成せしめる様努める。
 - ねばならぬ。これには教師の忍耐と明智とを要する。子供の答の不完全の原因は羞恥、失念、不理解、或は恐怖など種々なるゆゑ、教師は此の間の真相を洞察せねばならぬ。
 - (5) 答は正しき言葉を以て明瞭に述べしめねばならぬ。言語的發表は一方には話方の練習ともなり、他方には思想を明確にすることに役立つものである。
 - (6) 答は問と同じく全級生に行渡る様にせねばならぬ。又たゞ一人に答へしめる場合といへども時々『其れにて宜しきか』と他生或は全級生に問ひ試みるがよい。
 - (7) 問題の解決をなすに當り全級多數の意見を以てすることがある。然るに是には往々誤謬を含む事があるから、教師はよく其の正否を判別し指導し、子供をして雷同附和の態度を造らしめざる様注意せねばならぬ。
- （二）課題的教式 前の問答的教式が口頭を以て行はれるに對し是は筆答によつて答案を作らしめるのである。課題は短時間内に解答せしめる場合もあり、

宿題として長い時間を與へて作らしめる場合もある。其の實施上に注意すべき要點を次に掲げる。

- (1) 課題の意味は明瞭であることを要する。
- (2) 課題に對する解答案は必ず提出せしめねばならぬ。子供が答案を提出せざる如きは課題困難に過ぎるか子供の怠慢によるかに在るゆゑ、能く其の事情を查察し適當の取扱をせねばならぬ。宿題過多のため家庭における休息の時間を削ぎ、健康を害するが如き、或は他人の援助によつて答案を作るが如き弊害を生ずるにより大いに注意せねばならぬ。
- (3) 課題をなすにつきては子供の心身の状態、家庭の事情等が適當なるや否やを考へおかねばならぬ。
- (4) 答案は能く審査して其の結果を善用せねばならぬ。

第六章 學習論

(一) 學習の意義 子供は絶え間なく活動する。活動する中に有利のものと有害なるものを經驗する。さうして利を取り害を避ける様に環境に對する反應を改造する。此の反應の改造が完成せられる時何事かと學習せられるのである。學習は外面向的には反應行動の改造であるが内面向的には意識内容の組織の改造せられる事である。人は環境に適應する様に自己を變致すると共に又自己の目的を實現する爲に環境を改造するものである。故に學習にも亦此の兩方面あることを勿論である。

(二) 學習の方法 經験を利用し學習する方法に次に述ぶる五つの種類がある。
(一) 試行錯誤法 偶然の失敗と成功によつて學ぶ方法である。例へば甲の物を取つて失敗すれば之を棄て、乙の物を取り、是が又失敗すれば丙の物に移るといふ様にし、何れか良い物に行當れば之を取る。斯様にして度々經驗を繰返す中に好いもの悪いものが分かる様になる。幾度も試み、幾度も失敗し、終に

成功に達するといふ方法である。子供も亦此の方法によつて経験を利用しゆくものである。併し此の方法は非常に不経済的なる方法と言はねばならぬ。

(二) 模倣と創造 他のものが長い時間と多くの労力を費して得たる有利の生活方法を一舉にして獲得する方法は即ち之を模倣することである。模倣によつて優者に速に接近することが出来る。極めて経済的なる方法である。一般動物が其の長者に見習ひ、其の生活法に慣れ、又その群團に同化せられるは此の模倣によるのである。さて模倣する中に、模倣する者と、せられる者との境遇の同じからざる場合に模倣は其の用を成さぬ事が生じて来る。斯かる場合には何か新たに工夫せねばならぬ事になる。又甲乙丙三者が何れも良好の生活法を取つて居る場合に其の何れを模倣すべきかに迷ふことが起つて来る。斯様な場合に於ては思慮し選擇せねばならぬ必要に迫られる。此に工夫と創造といふ事が生じて来る。此の場合に工夫創造は決して全く新しい事柄を無より有に造り出すといふ譯ではない。先覺者の模範や自己の経験を基礎として其の間に選擇、工夫、新構成を行ふのである。故に舊來の模倣的経験は創造の本

となつて居るのである。又有利有効の新生活が發見せられる時は更に之を模倣するといふ事が起つて来る。模倣と創造とは斯様に相互に離るべからざる關係を有するのである。

(三) 遊戯と作業 幼児は始は専ら遊戯の生活によつて種々の事柄を経験するものである。遊戯は本來、活動そのものを目的とし其の結果の如何には頓着せぬ。活動が好ましければ其れにて満足する。活動が原因となりて次の活動を引起し、其れがまた原因となつて次の活動を引起すといふ様に只活動の連續である。厭されば活動は他に轉せられて其の遊戯は終つてしまふ。幼児は起臥衣食住の日常生活の外は皆悉く遊戯生活をなすものである。然るに此の遊戯生活をなせる間に時々その結果物の好ましきことに氣付き、次第に興味が結果物の方に傾きゆき、此に結果物の獲得といふ一定の目的を豫見して之に達せんとして種々の手段方法を選ぶ様になるのである。斯様に活動の中に目的と手段とを分離させ、手段を通じて目的を實現せんとする活動は之を作業と呼ぶのである。遊戯は無意的にも行はれるが、作業は有意的に行はれるものである。

幼兒は遊戯と作業とによつて多くの経験を得、知識技能を獲得し、心身の能力を高める。學習は遊戯より次第に作業に進みゆくのである。

(四) 疑問の解決 幼兒はその遊戯生活をなせるの時より種々の疑問を發して之を解決せんことを求めるものである。難解のことは専ら父母及び側近者の説明によつて理解するが、又自ら日々の経験を積む中に自ら種々の疑問を解決してゆく。かくて此の自己解決と長者の指導とによつて知識は益擴充せられ改造せられゆくものである。斯くて幼兒兒童は自己の知識の淺薄なること、誤謬多きことに氣付き、益々正確なる知識の必要なることを悟る様になる。只に知識のことについて然るのみならず、諸種の技能を修得することについても、始は自己能力の貧小なるが爲に、少しく困難なることに遇へば直に長者の援助を求めるが、自力の進歩と共に、自ら爲し得る自信を高め、技能は益々上達する様になる。かくて自学獨習といふ氣風が成立するのである。此の自ら學ぶといふ能動的研究の態度が出來れば學習は著しく進歩しゆく。

(五) 價値の發見と實現 人類は其の始め専ら生存の必要に驅られて衣食住の爲に働き、文化文明といふが如きことは僅に其の曙光を示すに過ぎない。子供も亦その始めは是と同じく専ら自己目前の生活にのみ没頭するものであるが、次第に人間本來の目的價値を發見して之を外部に實現せんことを求める様になる。學習も此に至つて始めて其の眞意義を有するに至ると言ふべきである。而して其の價値の所有者傳達者は父母教師である。彼等は言行と事業とを以て生きたる模範を示し指導を與へる。此に教師の指導精神と子供の學習精神とが其の頂點に於て全く一致するのである。

第七章 教授と學習

前述する様に學習は子供の獨力自發の活動である。古より教師につかず學舎に入らず、全く獨力にて優れたる性格を成し、大なる事業を成遂げたるもののが少くない。以て自學獨修の効の大なることを證することが出来る。併しながら、是等は生來非凡の天性を具へ、非運却て幸運となれる特別の人々の間にのみ見得べき事柄であり、普通の人々に在つては到底、只、獨力のみによつて競争激しき社會に安全に生活しゆくことは望み難い事である。且又、單なる獨力自學の方法は長い歲月と多大の努力とを費さねばならぬ。此に學校の必要が生じて来る。此所では最良の方法を以て、速に、子供に生活の方法、傳統の文化を傳へ、各個人をして獨力自修に適する狀態にまで導き行くのである。此に教授といふことが其の意義を生ずる。學校における學習は必ず教師の監督指導の間に行はれるのである。學習を有効にせん爲に監督指導することは即ちこれ教授に外ならぬ。斯様に教授と學習とは離るべからざる關係を有するものである。近時、教授本位論者と學習本位一層著大なるものとなるであらう。

第六編 訓練論

第一章 概 説

(一) 訓練の意義 知識技能を修得せしめ知能の力を高めることは教授の任務であることは前既に述べたが、之に對して、實踐躬行によつて感情意志を陶冶することは訓練の任務とする所である。教育の目的内容として掲げた眞善美聖に關する知識的理解は出來ても之を實行し反覆して習慣とするでなくては人格は完成することが出來ない。凡て人の全自我は渾然一體をなすものである。只理想のみあつて實現することなきときは人格は支離不統一のものとならざるを得ない。知識は正邪利害を判別して間接に行爲の道を照すが訓練は直に之を實行に訴へて、此の理想を實現し、人格を完全せしめんとする最も直接的なものである。

教授の場合に於ても努力奮進して難問題を解決しようどし、美なる風景を想像

して之を畫布上に表現せんとして熱中するが如き、又病友を慰めんとして同情の書状を認めるが如きは、其の知識方面から言へば教授に屬するものであるが、其の情意を用ひる點より言へば訓練に屬するものである。教授と訓練とは斯様に互に相影響し表裏してゐる。

(二) 訓練の目的 訓練の目的は實行によつて感情意志を陶冶し道徳的品性を確立することにある。前既に述ぶる様に、子供は始めは専ら只自然的な衝動慾望にかられ、目前の生活に没頭するものであるが、次第に人間本來の目的價値を知る様になり、理想に従つて是等の自然的傾向を規整せんとするものである。かうして眞を愛し、善を求め、美を樂しむの生活實現に努力する様になる。更に之を具體的に言はんに、子供の生活する國家社會の良風美俗によつて自己を規整する様になるのである。かくして自己の意志行為の習慣を造り道徳的品性を確立するものである。

(三) 自由主義と干涉主義 自由主義者は子供の本性を善なるものと假定し、自然に自由に活動せしめる事によつて善良の習慣を造り得べしとし、個性發揮を強調

し自律主義を高調する。干涉主義者は、之に反して、子供を自然に放任するときは種々の惡習慣を得るが故に、之に保護干涉を加ふるの必要あることを重視し、他律主義を鼓吹するのである。是れ等は何れも極端に走るときは共に其の目的を達する事は出來ぬ。子供は經驗に乏しく能力低きがゆゑに、其の幼弱なる時期に於ては特に保護援助を要することが多い。併し、子供は常に自ら判断し、行動して、自己を高めることを喜ぶものである。無用の干涉は此の自爲的態度の形成を妨げるものである。子供には成るべく自由を與へねばならぬ。併し單に自然的動物的な衝動慾求の自由といふことに止つてはならぬ。其我が常に道徳的自由の要求に一致することであらねばならぬ。

第二章 訓練の機會

訓練の機會は子供の生活中に常に存在する。特に遊戯と作業とは次にあぐるが如き訓練の機會を與へる。

- (一) 遊戯 遊戯の訓練的價値並に遊戯について注意すべき點を次に掲げる。
- (一) 訓練上より見たる遊戯の價値

- (1) 遊戯は活力の自由なる發現であり個性の激刺たる活躍である。
(2) 遊戯は壓迫不快の境地より人を自由の天地に入らしめ心情を爽快ならしめる。
(3) 遊戯中に諸種の本能が純化せられ吾人に最も有用なる生活の基礎を與へる。

- (4) 遊戯中に反社會的な本能及び情緒が淨化せられる。
(5) 遊戯中に事物を觀察し、注意し、工夫創造し、又身體を自由に活動せしめて活動の感、成功の感を得、次第に自覺自信の念を高める。此の間、知識技能を練習することが多く又、自爲、自奮、忍耐、熱中等の氣風を作らしめる。

- (6) 共同遊戯にあつては同情、公共心、協同、互助の精神を養ふ。
(7) 競技の場合には全力の傾倒、公明正大の精神を養ふ。
(8) 團體遊戯中に或は首領となり部下となり服從及び統御の才を養ふ。

(二) 遊戯につきての注意

- (1) 自由遊戯の場合には専ら子供の自己活動、自己選擇を重んじ、快活自由に遊ばしめ、成るべく干涉を加へぬがよい。
(2) 教師は必要に應じて幼兒の遊仲間となり、子供の自奮心を勵まし、少許の困難に挫折せぬやう獎勵せねばならぬ。
(3) 子供の中には適當の交友を得ず、遊戯に拙劣に、従つて臆する者あるゆゑ之を誘導することが必要である。
(4) 遊戯には全力を傾倒して行はしめるがよい。但し子供は往々過度の運動をなすことがあるゆゑ注意せねばならぬ。
(5) 競技は公正の精神を以て行はしめねばならぬ。徒らに勝敗を争ひ相互

に反目するが如きは戒めねばならぬ。

(6) 遊戯は往々粗野亂暴に陥り易いから注意せねばならぬ。

(7) 遊戯に熱中して他を忘るゝ事は一時的には良いことであるが、遊戯にのみ耽り課業を怠ることなきやう注意せねばならぬ。

(二) 作業 作業の訓練的價値並に作業に關する注意を次に掲げる。

(一) 訓練上より見たる作業の價値

(1) 作業は目的の遂行によつて或仕事を仕遂げるるのである。其の間に正しい方法眞の實力の必要あることを悟り、又成功と共に自信の念を高め益自力を高めんことを希ふ様になる。

(2) 作業は結果の獲得を豫想する。これを得るまでは忍耐せねばならぬ。心身を緊張させ、誘惑に抵抗し、奮勵努力せねばならぬ。是等は人間生活に必要缺くべからざるものである。

(3) 作業は他人と共同の必要あることを悟らしめる。協同一致の精神、團體の爲に貢献するの精神を涵養する。

(4) 人は將來何等かの職業に從事すべきものである。即ち勤勞によつて生きねばならぬ。袖手徒食は一の罪惡である。此の點において作業は將來の實際生活の準備をなすものである。

(5) 作業の題材は多方面に亘るが故に、是と共に自然界、人事界の實際を學ぶことが多く、心身を多方面に活動せしめ、實際生活の興味を起し、活動的の性格を養ふに効が多い。

(三) 作業に關する注意

(1) 遊戯より次第に作業に移り行くものである。それゆゑ、其の移り行きに心を用ひねばならぬ。好まさるに強いて爲さしめる時は活動そのものを嫌ふ様になる。苗の成長を急ぐの餘り之を引くが如きは却つて發育の根本を害することに陥る。

(2) 作業は其の目的と手段との間の關係順序を子供に能く理解せしめ、又是を爲さんとの動機を鼓舞せねばならぬ。

(3) 作業は幼兒の能力の程度に應じて適宜に之を指導し、困難なる所は援助

することを要する。併し、餘りに干渉に過ぎて子供の爲し得ることまでも助け與ふることは却つてその發達を妨げるものである。

(4) 豊富したる作業は出来るだけ成遂げる様鼓舞せねばならぬ。併し、興味盡き、疲勞を生じたる時、強いてなさしめるは害あるゆゑ、次の時間に更に之を續けしめるがよい。

(5) 共同作業にあつては、各自によく全體の計畫と各自の負擔部分とを知悉せしめ、協調の精神を勵まし、責任と互助、自制と合力の必要を知らしめねばならぬ。かくして、各自一個の成し能はざる大なる仕事を共同の力を以て成遂げ得る事を経験せしめねばならぬ。

(6) 作業に關する用具類は其の取扱方、並に保存整頓の方法等について注意を拂ひ、秩序の習慣を養はねばならぬ。

(7) 成功の結果は各自をして互に批評せしめ、教師は其れについて勞逸の結果、巧拙の點等について批評を與へ、児童をして反省せしめねばならぬ。

第三章 訓練の方法

(一) 示範 教師が躬を以て模範を示し、子供をして之に見習はしめることを示範といふ。

子供は模倣し易いものであるから、教師や仲間の爲す事は善い事も悪い事も直に傳はり行くものである。さうして度重なるほど益それが強く行はれる。教師の日常の起居動作、其の人品性質といふものが子供に何時どはなしに移り行くのである。薰陶、涵養などいふ語は斯様に徐々に行はれる教育的影響をしたものに外ならぬ。子供の敬慕の念の高まるに従つて教師の模範の力は大となるものである。教師は常に益修養し自重せねばならぬ。

子供は自己の敬愛する教師に對する心を移して、教師の尊敬する人物を尊敬する。教師は必要に應じて、種々の取るべき行動を命じ、或は爲すべからざる行動を禁止する。教師はかくして更にまた過去現在の優れたる人格者の感化を子供に及ぼすことが出来るのである。

(二) 命令及び禁止 子供はまだ善惡正邪を判別し之を實行するのに乏しいから、教師は必要に應じて、種々の取るべき行動を命じ、或は爲すべからざる行動を禁

止めねばならぬ。是等はみな他律的に規範に従はしめる事である。併しながら、始は命ぜられ禁せられて行動したものが、自ら其の間の理由と必要とを悟り、遂には自らの判断によつて之を行ふ様になる。命令禁止はかやうに次第に子供の自發的行爲を促す様に導くべきである。命令を與ふるについて注意すべきことは次の通りである。

- (1) 命令禁止は必要にして且合理的であらねばならぬ。
- (2) 命令禁止は子供の心身の能力に適し實行し得られることでなくてはならぬ。
- (3) 命令禁止は簡単明瞭であるべく曖昧であつてはならぬ。
- (4) 命令禁止は一時に多くを發してはならぬ。一事を了つて次に一事を命ずるがよい。
- (5) 命令禁止は統一を失つてはならぬ。父母教師の命令禁止に矛盾衝突あるときは子供は實行に迷ふこととなる。
- (6) 命令禁止は必ず實行せしめねばならぬ。併し不本意行動を強行しては通らぬ。
- (7) 命令禁止は濫用してはならぬ。子供の獨立自爲の精神を鈍らし、器械的の人物を造る恐れがある。

(三) **訓諭** 教師が行爲の善惡正邪を説き聞かしめ、子供をして自ら思慮、選擇、決意して自意的に行爲する様に導くことを訓諭といふ。命令禁止は全くの他律的であるが、訓諭は誘導的ではあるが自律的である。子供の反省思慮の力進み來ると共に、成るべく、其の自奮心自省の力を鼓舞して、之に趣かしめることが必要である。斯くて子供をして他律的より次第に自律的に移り行かしめねばならぬ。權威は次第に自由に代らねばならぬのである。訓諭について注意すべきことは次の通りである。

- (1) 訓諭は子供の個性に應じて行はねばならぬ。子供が教師の言を聞く事の鋭鈍の度には大なる差違あるものである。
- (2) 訓諭の時機を失つてはならぬ。事情の緩急と子供の心情とを洞察し、好機會を以て勸戒を加ふべきである。

(8) 訓諭は子供をして反省悟得する所があり、且實行せんとの決意を生ぜしめることが必要である。

(4) 訓諭の精神は道徳的でなくてはならぬ。利害得失によつて行爲を支配せんことを試みてはならぬ。

(5) 訓諭は非行に對しては能く其の動機を尋ね、徒に外形的結果のみによつて非難を加へてはならぬ。

(6) 訓諭は具體的、實際的でなくてはならぬ。徒に抽象的、迂遠的方法による時は子供の誤解を生ずる恐れがある。

(四) 懲罰 子供の行爲を勧め又は止めるに前述の諸方法にて其の効を見ざる時は此に心身上に苦痛を與へて反省悔悟を促す方法を取る之を懲罰といふ。懲罰は外壓的のものであるから出來得べくば行はぬがよい。教育上最後の手段である。故に止むを得ざる時の外は用ひぬがよい。

懲罰を課する意義については昔から種々に論せられてゐる。昔は『報復』、『贖罪』或は『威嚇』などの意義にて用ひられてゐたが、今日にては『改善』の意義に用ひられてゐる。其れゆゑ、非行の結果の大小によつて罰の大小を定めるよりは非行の動機に重きをおく様に成つてゐるのである。

懲罰の種類に三つの種類がある。

(一) 名譽の褫奪 子供の名譽心、廉恥心に訴へ精神的苦痛を與へて反省悔悟せしめんとするものである。名譽の役の褫奪、叱責、座席貶黜、謹慎、停學、退學、放校等である。

(二) 自由の拘束 子供の自由活動を束縛して心神の苦痛を與へるものである。禁足、留置等である。

(三) 身體の苦痛 子供の身體に苦痛を與へるものであるが、我が邦の學校では法令によつて之を禁じてゐる。

懲罰を行ふについて注意すべき點は次の通りである。

(1) 非行の起つた原因、動機、環境の事情を考へ、先づ罰の用不用を考へねばならぬ。

(2) 子供の道徳的能力、並に個性、體質、性別によつて斟酌せねばならぬ。

- (3) 教師は自ら激して之を行つてはならぬ。
- (4) 教師は子供を改善せんとの誠意により、公平に行はねばならぬ。子供をして不正當の感を有せしめ、不満を抱かしめてはならぬ。
- (5) 既に悔悟せる者に對しては懲罰によらず、訓戒に止めるがよい。
- (6) 懲罰は濫用してはならぬ。習慣となり効果を失ふに至る。
- (7) 懲罰は最後の手段といふも其の後の結果を等閑視しては成らぬ。果して改悛の實ありや否やを注視する必要がある。

(五) 褒賞 子供の快感を利用して其の行爲の發展を鼓舞するものを褒賞といふ。

褒賞も外面的・人爲的のものであつて自然的に生起したものではない。善い行爲の場合には良心の賞賛を受けるものである。是が真正の褒賞である。此の以外のものは實は不要のものである。若し濫りに外部的附加物を與ふる時は却つて此の神聖なる良心の光を晦ますに至るものである。此の點より褒賞不用論も起つて來るのであるが、併し、幼少者にあつては未だかく自覺的ならざる場合が多いから、必要に應じて快感を刺戟することは決して無用でないのである。又世間實際の生活に於ても、世に功勞あるものは衆人の賞賛を博し、功績に對して報償を與ふるは世間の事實であるから、之を以て全く外面的のこととして排斥するに及ばぬ。只其の方法宜しきを得ざる時に於てのみ非難すべきことが起つて來るのである。褒賞にも三つの種類がある。

(一) 教師の満足、賞賛の言語、容貌、態度

(二) 名譽の地位、特權の授與

(三) 褒状、賞牌、賞品等物質的有形物の授與

褒賞を與ふるについて注意すべき點は次の通りである。

- (1) 褒賞は公平無私でなくてはならぬ。不當の賞は此の賞を無價値にし、他の子供の惡意を誘起するに至る。
- (2) 濫賞は其の効を薄弱ならしめる、甚しきに至つては賞を得ざることに不満を抱くに至る。賞なき時は善行を爲さざる者あるに至る。
- (3) 褒賞は天分の優れたる者に對するよりも、努力勤勉の者に與ふる様にすがよい。

- (4) 奬賞の結果のみを重視し其の賞讃すべき行爲を明にせざる時は偽善、僥倖を鼓舞する様になる。これ世間常に見る所の弊である。特に幼少の子供は外形のみに目をひき易い。行爲の眞の價値に注意を轉向せしめる様に注意せねばならぬ。
- (5) 賞は幼少なる者に對して多かるべく、年齢の進むに従ひ減じ行くが自然である。

(6) 幼年者に對する賞は感覺的快感に訴ふるものが多く、年長するに従ひ次第に象徴的のものに推移し、後には長上の満足、世間の賞讃より、終に自己内心の満足に進む様に、他律より漸次自律に進ませねばならぬ。

第四章 訓練の場所

訓練は生活のすべての場合に行はれる。習慣の形成、情意の陶冶といふ事は現實の生活に於ては如何なる場合にも行はれる。教授にあつては専ら知識技能を修得するのであるが、斯かる際にも子供は其の注意を專一に維持し緊張して、惰氣と誘惑とに抵抗し、忍耐努力して其の課業を修める。此の點より見れば、是れ情意の活動にして、訓練のことに外ならぬのである。斯様に教授の裏には訓練が伴つてゐる事を忘れてはならぬのである。さて子供の生活は之を色々に分つことが出来るが、其の環境位地の上より言へば(一)家庭生活(二)幼稚園生活(三)學校生活(四)社會生活といふことになる。今次に是等數者の特徴と訓練上の注意とを述べることにする。

(一) 家庭生活と訓練 子供は家庭に生れて家庭に成長する。家庭は子供の自然の教育の場所であり、家庭は人格形成の苗床である。

(一) 家庭生活の長所

(1) 父母兄弟姉妹は所謂骨肉の親しみあるものであり、其の相互の無私の愛情、己を棄てゝ他を助けんとする犠牲の精神は到底他に見ることの出来ないものである。實に人間人格の中心は此の愛情の間に培養せられる。

(2) 父母兄姉は子供の身心の情態を最も能く知悉し居り、其の行動の善惡正邪を判別し、其の要求を如何に満足せしむべきかを最も能く解して居る。幼児の習慣性行は先づ第一に父母兄姉によつて形造られる。

(3) 家庭には家長たる父、主婦たる母あり、兄姉あり、弟妹ありて、男女長幼各その分を以て秩序をなし、相助け相勵まして一家の安寧と幸福とに努力して居る。此の小社會、小團體は統制、支配、保護、服従、信賴、協同、勤勞といふが如き種々の道徳性によつて維持せられて居るのである。此の家庭の小社會は即ち大なる社會團體の模型であり基礎である。

(4) 各の家庭はまた家名を尊び、祖先を祀り、國民の大宗家たる皇室を尊崇するが故に忠孝一本の大義を其の幼少の時に於て學ぶことが出来る。

(5) 家庭に於ける日々の生活中に、言語、舉止、應對、その他につきて訓練方面より學ぶ所のもの極めて大なるものがある。幼稚園や小學校における教訓の多くは家庭に於て實地に練習せられる。

（三）家庭生活の短所

(1) 父母は往々その子の愛に溺れて、其の子の行為の正否を判断することを誤り、寛厳宜しきを得ることが出来難い。

(2) 父母にして教育上の知識乏しく、又世間的事情に迂なる時は其の子の性行について正當の判断を下すことが出来ず、其の悪傾向に陥ることを防ぐことが出来ない。

(3) 家庭の狭き範圍にては公共的精神を養ふことが出来難い。

（三）家庭に於ける訓練上の注意

(1) 家庭の教育に一定の方針があり、父母兄姉の幼児に及ぼす影響に矛盾撞着なきことが肝要である。

(2) 家族の全員が一の善良なる家風の中に生活し、長者は幼者の模範であり指導者であらねばならぬ。

(3) 家庭の共同生活には一定の規律あることが必要である。さうして其の間に良習慣を得しめねばならぬ。

(4) 幼者をして自ら爲すの氣風を作らしめねばならぬ。長者の干渉、幼者の依頼に偏するは家庭に起り易い弊風である。

(二) 幼稚園と訓練 幼稚園は家庭と學校との中間過渡の役をなし、半ば家庭的にして、半ば學校に似たる生活をなさしめる。斯くて幼兒が學校に入りて急激の變化に遭遇することから免れしめる。幼稚園は始は只家庭の延長の如き状態にあらしめ、徐々に幼兒を導いて規律ある生活に慣れしめ、小學校入學後の生活を安全にし且容易にする。

(一) 幼稚園の長所

- (1) 遊戯的生活を主とし、教師は女子なる保姆にして母の代理者たるの位置に立ち、家庭生活に密接したる生活をなさしめる事が出来る。
- (2) 個人別取扱を重んじ、個人の能力に應じて適度の活動をなさしめる。
- (3) 快活なる自發的活動を主とし、強制壓迫といふことがない。

(4) 情的愛養を重んじ、徐々に理的規律的統一に慣れしめるから、教師を畏れ自己の弱點を蔽ふ様のことがなく天真爛漫である。教師の側より言へば幼兒の性情行動を觀察するに便利である。

(5) 多くの仲間のうちに在つて生活するから、我儘といふことが許されない。

之によつて同等公平といふことを學ぶ。

(6) 仲間と楽しく共に遊ぶには仲間の要求する所に従はねばならぬ。此に自制といふこと、協調互助といふ事を學ぶ。

(7) 幼稚園では家庭における如く幼兒は依頼的であることが出来ない。それゆゑ、自爲自奮の氣風を作ることが出来る。

(二) 幼稚園の短所

- (1) 多くの幼兒の集合であるから、衛生上からは傳染病、訓練上からは惡癖を擴げる恐れがある。
- (2) 多人數の幼兒の組では教師の注意は行届きかねる。

(三) 幼稚園に於ける訓練上の注意

- (1) 幼児の家庭生活の状態を知悉し、常に父母兄姉と接し、家庭と幼稚園との連絡を密接にせねばならぬ。
- (2) 幼児各個の生活状況、發達の状況區々なるゆゑ、個人別に取扱ふことを主にし、劃一的方法は最小限度にしておかねばならぬ。
- (3) 幼児をして早くより行儀正しきものとせんとして無活動の麻痺的状態に陥らしめてはならぬ。是れ全く外面的整容を得んとする謬見に基づく。
- (4) 幼児をして自發的に活動せしめ、之を誘導し、鼓舞して、徐々に秩序的生活に慣れしめねばならぬ。斯くすれば、幼児の生々激渾の活氣を失ふことなくして、自ら好んで規律的生活に慣れる様に導くことが出来る。
- (5) 幼児の訓練は性急に行つてはならぬ。又時機を失し、或は例外を許すことも共に訓練上大なる損失を來すこととなる。
- (6) 家庭生活不完全にして愛情を受くること乏しき者に對しては、教師は之に同情を寄せ、特にその缺陷を補ふ様にせねばならぬ。

(三)

學校生活と訓練 子供は學齢に達して小學校に入學する。保護と温情とともに

満ちた家庭生活から一躍して、多數の同輩と生活する小學校に移るは、恰も青年が家庭生活から軍隊生活に移るにも比すべき變化である。青年が兵營内にて軍律の下に團體生活をなす様に、子供は小學校に於て秩序ある共同生活を學ぶのである。

(一) 學校生活の長所

- (1) 學校は學業の修得と品性の陶冶とを專一にする場所である。切磋努力の場所であつて家庭の様に安居の場所ではない。
- (2) 學校は理的統一の方面が強く働き、家庭の情的統一の強き場所に對立してゐる。家庭の温情生活にのみ慣れたる子供等は、學校生活に於て私的寛容の許されざることを知り、公益の爲の規律の重んずべき事を學ぶ様になる。
- (3) 學校には多くの學友があつて、其れ等が等しく活動し、等しく要求し、不公平や偏愛といふことを許さない。此に公平同等といふことを學ぶことが出来る。
- (4) 學校は同一年齢のものが同じ組を造つて修學するから、個人の優劣及び

勤惰の結果が能く解かる。互に他を刺戟して奮起せしめ、競争の心を喚起し、切磋琢磨することが出来る。

(5) 学校は我儘利己的なことを排斥し、制裁といふことを学ばしめる。

(6) 学校は多數者の生活であるから、勢、何事も各自銘々に爲なればならぬ。此の點から自爲自奮の心を喚起し、意志を鍛錬することになる。

(二) 学校生活の短所

(1) 多數の子供に對する教師の監督保護は到底家庭に於けるが如く十分行はれない。一人々々に接する時間が少いからである。

(2) 子供の努力を勵ますことが多く、過失怠慢を責めることが嚴なるが故に、能力不十分の子供は教師を畏れ、表面を飾り、弱點や失策を隠蔽するの風を生じ、教師の教育法を誤らせることが起り易い。

(3) 子供は其の同級生との競争のために、往々過度の勉強をなし、心身を害ふことが少くない。

(4) 子供相互の制裁は往々無思慮に行はれ、時として、暴君と被征服者との如き關係を生ずることが少くない。

(三) 学校に於ける訓練上の注意

(1) 教師は眞摯熱誠にして、常に實踐躬行の活模範を示し、衆生を率ゐねばならぬ。

(2) 教師は正義の代表者として、子供の徳行と非行とを裁斷するが故に、公平無私であるべく、自己の感情によつて處斷してはならぬ。

(3) 子供は環境の如何によつて其の行爲品性の上に種々の影響を蒙るものであるから、出來るべきだけ環境を良好にせねばならぬ。學校の内外を善化美化する様に努めねばならぬ。

(4) 學校職員の訓練の方法が一致してゐなければならぬ。各職員の指導する所には矛盾ある時は子供は適從する所に迷ふ。

(5) 学校生活は團體生活であるから、群衆心理に支配されることが起つて来る。教師は能く、其の作用を知悉し、之を善導する様に努めねばならぬ。雷同附和の弊風を防がねばならぬ。

(6) 群衆の力を善用して個人を勵ますは良き事であるが、又一方には個別的訓練を重んじ、強いて割一的にすることに陥らぬ様注意せねばならぬ。

(7) 学校は常に家庭との連絡を密接にし、訓練の徹底を計らねばならぬ。
(四) 社會生活と訓練 子供は家庭、幼稚園、小學校の何れにあるを問はず、他方には常に大なる現實の社會に觸接して生活してゐる。社會の勢力は廣く、強く、且大きい。それゆゑ子供がその影響を受くるの度もまた甚だ大なるものがある。學校教師がよく、社會の惡風潮の爲めに學校教育の破壊せられる嘆するこを見ても、其の勢力の大なることを證して餘りある。さて社會の實情如何と言ふに、子供らをして直に之に接せしめて訓練の機會をすべき事も多いが、又其の裏面暗黒面は決して子供らをして近づかしむべからざる部分も少くない。其の善美の場所として出入する場所、例へば公園、美術館、圖書館、公會堂といふが如き場所に於てさへも、往々不良の徒の徘徊することを見る。父母教師は是等の危險誘惑から子供を保護しなければならぬ。

(1) 近時政府に於ても、民間に於ても、著しく社會教化のことにつき注目する様に

なり、種々の施設をする様になつた。小冊子、ポスター、活動寫眞、通俗講演、圖書回覧、成人教育、何々週間、何々デー、禁酒禁煙同盟などによつて惡風を矯正しようとし、又一方には音樂會、運動競技會、美術展覽會、遊園、ラヂオ放送など、次第に民衆や子供を積極的に教化せんと努力してゐる。新聞や雑誌にも亦、是等社會教育に關するもの、子供の教化と娛樂とに關するものが著しく増加し來つた事は誠に喜ばしい事柄である。併し是等の事柄が著しくなれば、之を機會に利用して、人の目を引く様に射利者流の不快なる宣傳も伴つて來るから注意を怠つてはならぬ。

(2) 教師は常に活社會の實情に通じてゐなければならぬ。さうして、子供が社會の如何なる部分に接觸すること多きか、如何なることを經驗して居るかを知悉して居なければならぬ。さうして子供の興味をそゝる事柄は何であるかを精査せねばならぬ。

(3) 子供らの見聞する事柄を明白に談らせ、之に適切なる批評を加へて之に對する態度を指示しなければならぬ。

- (4) 小冊子、雑誌、ポスター、新聞などの中には、其の記事又は挿畫に子供の見聞に適せざるものがある。又特に活動寫眞、芝居、見世物などについては注意を拂はねばならぬ。是等は多くの俗衆相手のものであり、趣味低きものゝ弱點に媚びるが如きものを含むが故に、一段の注意を要する。
- (5) 年長の子供にあつては、其の力の範圍内に於て、社會奉仕として、種々の社會公益事業の援助をなさしめるがよい。

第七編 養護論

第一章 概說

(一) **養護の意義** 身體の健全なることは單に其れだけにても人生的一大幸福である。然るに身體の健全なることの貴重なることは只に其れに止まらない。何となれば健全なる精神は健全なる身體に宿るからである。されば精神生活の完全を得んが爲には身體を健全にしなければならぬ。此の身體の健康を維持し、進んでは其の機能を旺盛にし、強固の身體を作らんとする教育的方法を養護といふのである。

(二) **養護の目的** 養護の目的とする所は一には身體各部の均齊調和的な自然的發達を保護助長することであり、二には其の機能を旺盛にし、體力を増進せしめ、動作を敏活にし、困難に抵抗し得るの強固なる身體を作ることにある。

(三) 保護主義と鍛錬主義 子供の身體がまだ幼弱にして、外界刺戟に抵抗する力弱き時期に於ては、養護は保護を主とすべきものである。年と共に身體は成長發達し、筋肉及び内臓の十分なる發達を見るの時期に至れば、體力の練磨は最も能く行はれるものである。尤も鍛錬は急激に行ふべきものではない。幼少の時期より身體發達の程度に應じて徐々に抵抗力を進め行くの必要あること勿論である。たゞへば、厚着の習慣を除くことによつて感胃を防ぐが如きは、衣服の保護に代るに皮膚の鍛錬を以て氣候に抵抗するものである。

第二章 養護の方法

(一) 家庭に於ける養護 家庭に於ては専ら子供の身體發育の資料を供給し、安眠休養を取らしめ、遊戯娛樂の機會を與へ、その身體の自然的發育を計ることを特色とする。父母は生理衛生上の知識を有し、之を實地に適用するの技倆を有しなければならぬ。教師はまた必要に應じ、父兄母姉の會合等の機會を利用し、是等の知識を普及せしめる様に盡力することが必要である。

(二) 保育所及學校に於ける養護 保育所及び學校に於ては遊戯、體操、作業、遠足などを直接に身體を動作せしめて鍛錬を行ふ場合があり、又校舎の建築に衛生上の考慮を加へて、或は通風採光をよくし、或は室の溫度湿度を調節し、又種々の強き刺戟を遠ざけ、或は机腰掛の高さを適度に造りて姿勢を正しくするなど、間接に子供の健康を保護する。是等は幼稚園及び學校の特色とする所である。

併し、學校は其の缺點として所謂學校病を發生せしめる恐れがある。たゞへば脊椎彎曲症、近視眼、傳染性眼疾、頭痛、衄血、塵埃の吸入よりする呼吸器病、咀嚼不十分

よりする消化不良、神經衰弱などを生じ易い。又傳染病の媒介をなす恐れがある。是等は当事者の最も警戒せねばならぬ所である。

幼稚園保母は其の資格を認定せらるべき試験科目の一として育児法を修むるの必要あることが法令上に規定せられてある。家庭及び保育所に於ける養護の詳細は更に其の部分に於て學ばねばならぬ。(拙著幼稚園托兒所育兒法参照)

第八編 管理法

第一章 教育行政の概説

(一) 教育行政の性質 國家は其の自存と發達とを全うせんが爲に各種の行政事務を行ふものである。内務、外務、財務、軍務等は即ちそれである。此のうち内務行政と言ふは國家の安寧秩序を維持し且其の福祉を増進せしめることを目的とするものである。教育、交通、産業、警察などの如きは即ちそれである。是等行政上の事につきては、其の一部分は國家が自ら之を規定して國民をして之を行はしめ、又一部分は之を自治團體に委任し、一定の法規の下に、國家は之を監督しながら執行せしめるのである。幼稚園及び小學校に關する教育行政のことについても、其の最も重要な事項、例へば目的、種類、年限、編制、就學義務の有無、職員の資格、待遇等より俸給、給與及び設備の標準については國家は直接に之を規定し、又其の設置の方

法、設備、校費の負擔等については、地方の情況に適切ならしめんが爲め多くは之を市町村の教育事務として、自治團體に委任し、此の兩方面よりの協和合力によつて其の機能を全うするのである。

(二) **自治團體** 行政のことは昔は一切みな中央及び地方の行政官廳をして管掌せしめたものであるが、國民の知識才能の進歩と、政務の多端との爲に、國家は國內の公共團體に行政の一部を取扱はせる様になつた。即ち一定の法律命令の下に、國民をして自己の意志を以て、其の團體内の一定の行政事務を處理せしめるのである。此の團體を自治團體と言ひ、此の制度を自治制度といふのである。

自治制度は國家の全體としての發達と、國民各自の意見とを重んずるの趣旨より出でたるものであるから、國民は能く其の意志を發現するをよしとすれども、固より國家の進歩發達を助長するの必要より出でたる方法に外ならざるものであるから、自治團體の行動は決して國家の方針と矛盾してはならぬのである。凡て國家の定むる所の法律命令の範圍内に於て行はれるのである。自治團體の種類及び機關は次の通りである。

(一) **自治團體の種類** (1) 土地と人民とを要素として構成する自治團體は市、町、村、府、縣等であつて之を地方自治團體といふ。(2) 人民のみを以て要素とする自治團體例へば水利組合、商業會議所等は公共組合といふ。

(二) **自治團體の機關** 自治團體は其の行動に必要な機關を要する。即ち議決機關、執行機關である。(1) 議決機關は自治團體の意志を決定する機關であり(2) 執行機關は其の決定したる意志を執行する機關である。地方自治團體について其の機關を示せば次の通りである。

一、市、町、村 市、町、村は地方自治團體の根本であり基礎である。其の議決機關は市では市會及び市參事會である。又その執行機關は町、村では町、村長である。

二、府、縣 府、縣は市、町、村の集合によつて形成されたる上級の地方自治團體である。其の議決機關は府、縣會及び府、縣參事會である。其の執行機關は町村の様に特別のものを有せず、國家の官廳たる府、縣知事が之を兼ねることになつてゐる。

(三) 教育行政の機關 教育行政に關する主要の機關は文部大臣、府縣知事、市町村長等である。

(一) 文部大臣は教育行政に關する最高官廳である。教育に關する法律命令の立案をなし、教育に關する命令を發布し、又教育行政に關し府縣知事以下に對する指揮監督を行ひ、又教育に關する行政處分を行ふ。文部大臣は其の事務を處理するため次官、參與官、局長以下諸種の補助機關を有する。

(二) 府縣知事、府縣知事は其の管轄内における行政事務を行ふ官廳である。教育事務に關しては、文部大臣の指揮監督を受けて國の行政事務を行ふと共に、又自治團體たる府縣の教育事務を行ふものである。府縣知事は其の補助機關として内務部長たる書記官、視學官たる地方事務官、屬、視學等を有し事務を處理するのである。

(三) 市町村長、市町村學校組合長、町村學校組合長 是等は自治團體の機關である。自治團體としての教育事務を行ふと共に、府縣知事の指揮監督を受けて國の教育事務を行ふものである。補助機關として學務委員及び學校醫がある。

第二章 幼稚園及小學校の目的及種類

(一) 幼稚園及小學校の目的

(二) 幼稚園の目的 幼稚園令第一條に次の様に規定せられてゐる。

幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

(二) 小學校の本旨 小學校令第一條に次の様に規定せられてゐる。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道徳教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
以上の目的本旨を見る時は幼稚園に於ては(一)幼兒の心身を健全に發達せしめ(二)善良なる性情を養ひ(三)家庭教育を補ふことにある。小學校に至つては更に其の内容が擴充せられ(一)身體の發達に留意すること(二)道徳教育の基礎を作ること(三)國民教育の基礎を造ること(四)生活に必須なる普通の知識技能を授けることとして一層分明に掲げられてゐる。第三編教育目的論に於て論じたる趣旨目的

が年齢の程度に應じて斯様に發達的に定められてゐる事が解かる。

(二) 幼稚園及小學校の種類

(一) 教育事項の程度による類別

- (1) 幼稚園 満三歳より尋常小學校に入學するまでの幼兒を收容して保育を施す所である。場合に依ては三歳未満の者をも收容することが出来る。幼稚園に入園せしめる可否とは父兄の任意である。
- (2) 寻常小學校 修業年限は六箇年、兒童滿六歳に達すれば入學せしめねばならぬ。國民皆悉く受けねばならぬ大切な基礎的教育である。國家は國民に對して必ず爲すべしと命ずる所のもの所謂義務教育である。
- (3) 高等小學校 修業年限二箇年又は三箇年、尋常小學校を卒業したるものを收容し、一層進んだ教育を行ふ所である。高等小學校に入ると否とは父兄の隨意である。
- (4) 寻常高等小學校 同一學校に尋常と高等との二つの課程を併置するものである、兩校の規定を其れゝゝの場合に適用する。

(二) 組或は級の編制による類別 幼稚園にては幼兒を一組に編成するものと又は數組に編成するものとがある。小學校にては全校の兒童を一學級に編成したるものと單級小學校、二學級以上に編成したものを多級小學校といつて區別することもある。

(三) 経費の負擔による類別 費用を負擔するものが一私人又は私法人なるときは私立、公共團體なるときは公立、國家の負擔なるときは官立といふ。

第三章 幼稚園及小學校の設置及經費

(一) 幼稚園及小學校の設置

(一) 幼稚園の設置 幼稚園は市町村、市町村學校組合、町村學校組合、又は私人が必要に應じて設置するのである。義務教育ではない。

(二) 尋常小學校の設置 尋常小學校の教育は義務教育であるから、國家は自ら之を設置すべきであるが、校舎の設備の如きは地方の情況に適應すべきものであるから、委任事務として市町村自治團體に其の設置の義務を負はせるのである。

(三) 高等小學校の設置 高等小學校の教育は義務教育ではない、其の設置は自治團體の任意である。

(二) 幼稚園及小學校の經費

(一) 経費の負擔者 経費は私立のものは私人、公立のものは特別の規定あるものゝ外は公共團體に於て負擔するが本體である。

(二) 経費豫算 経費の收支は市町村會の議決を経て之を決定する。市町村長は毎年翌年度の收支豫算案を作成して市町村會の議に附するのである。

(三) 経費の支出 経費の支出も市町村長の管掌に屬するものであるが、便宜上之を園長、學校長に委任することが多い。

(四) 保育料 幼稚園の保育料、入園料等を徵收せんとする時は公立幼稚園に在りては管理者に於て、私立幼稚園に在りては設立者に於て地方長官の認可を経て其の額を定めることになつてゐる。

(五) 授業料 義務教育は其の普及を必要とするから、尋常小學校では授業料を徵收することが出來ない。無月謝主義である。併し、市町村の資力が不十分である時、又は就學の普及を妨げない場合には、府縣知事の認可を受けて一定の額までは授業料を徵收することが出来る。又高等小學校に在つては授業料の徵否は市町村の隨意とし、徵收する場合は一定の額以下たることに制限せられてゐる。又就學普及の目的を以て授業料を輕減し又は免除する場合が定められてゐる。

第四章 入園及就學

(一) 幼稚園幼兒 満三歳より尋常小學校に入學する迄の幼兒を保育することを目的としてゐる。是が原則であるが併し特別の事情ある場合には満三歳未満のものをも收容することが出来る様になつてゐる。義務教育ではなく、幼兒を入園せしめるに否とは父兄の任意であるが、父母生業に忙はしく子女の教養に力を盡すこと困難なるものに對しては幼稚園の必要特に切實なるものがある。現行幼稚園令發布に際し文部大臣の發したる訓令中に次の様に示されてゐる。

『幼稚園ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ私人ヲシテ必要ニ應シテ之ヲ設置スルヲ得シムト雖父母共ニ勞働ニ從事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達センコトヲ期セサルヘカラス隨ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム又幼稚園ニ入園セシムヘキ幼兒ノ年齢ニ就キテハ從來ノ規定ト同シク三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スルマテヲ原則トスルモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未満ノ幼兒ヲモ入園セシメ得ルコトセリ之ヲ外國ノ實例ニ徴スルニ幼稚園ニ孩兒預所ヲ附設スルモノ尠カラス爲ニ特別ノ事情アル家庭ニ對シ便宜ヲ與フル所頗ル大ナルモノアルカ如シ右ノ規定ニヨリ三歳未満ノ幼兒ヲ收容セムトスルニハ相當ノ設備ヲ要スルコト論ヲ俟タスト雖事情ノ許ス限り於テ適當ニ之ヲ實施スルハ當今ノ時勢ニ照ラシ亦極メテ必要ナリト信ス』

(二) 學齡兒童 我が邦では満六才に達した翌日から満十四歳に至る八箇年間を學齡期とし、其の期間内の兒童を學齡兒童といひ、此の中始めより六箇年を義務教育の期間としてゐる。義務教育は何歳に始まり何歳に終るを適當とするべきかにつきては議論ある所である。各國多くは其の經驗と慣習との結果満六歳を以て學齡期の始としてゐるものが多い。只英國は五歳よりとし、瑞典、諾威、オーストラリアは満七歳よりとしてゐる。義務教育の年限は多くは八箇年又は七箇年である。我が國にても現行の六箇年を近く八箇年に延長せんとするの氣運に達してゐる。

(三) 幼兒及兒童保護者 幼兒及び兒童に對して親權を行ふ者を保護者といふ。親權とは幼兒兒童と同住して監護教育する權利であつて、父又は母が之に當り、父母の無い時は後見人が之に當るのである。兒童を就學せしめることは兒童保護者の義務である。

(四) 義務の猶豫と免除

(一) 就學の猶豫の場合 次の場合には市町村長は一箇年以内就學の義務を猶豫することが出来る。

- (1) 児童が病弱又は發育不完全なるとき
- (2) 児童の保護者が貧窮にして就學の義務に堪へないとき

(二) 就學の免除 次の場合には市町村長は監督官廳の許可を受け就學の義務を免除することが出来る。

- (1) 児童が瘋癲白痴或は不具廢疾なるとき
- (2) 児童の保護者が貧困で就學の義務に堪へないとき
- (3) 児童在住の區域が尋常小學校の設置又は教育事務委託に關する義務の免除を受けたるとき

第五章 組及級の編制法並に職員の配置

(一) 組及級の編制法

(一) 幼稚園では年齢別に依つて組の編制を爲すを常例とすと法令上に規定せられてゐる。

(二) 小學校に於ても學級は同一學年の兒童にて組織するのが普通であるが、事情により異つた學年二つ以上から出來てゐる場合もある。

- (1) 單級編制法 これは全校兒童を一學級に編制するものである。人口稀少なる地方等にて兒童數の少き時此の編制法を取るのである。
- (2) 多級編制法 これは全校兒童を二學級以上に編制するものをいふ。

- (ア) 單式編制 これは同一學年の兒童のみを以て一學級を組織するものである。
- (イ) 複式編制 これは二箇學年以上の兒童を合せて一學級を組織するものである。

(ウ) 二部教授編制 これは全校或は一部の児童を一日中前後二つの部に分けて教授するものをいふ。

(三) 幼児児童の數及學級數の制限

幼稚園 全園児數は約百二十人以下とし、特別の場合に限り約二百人迄増すことが出来る。又保母一人の受持つ幼児數は約四十人以下となつてゐる。

小學校 一學校の學級數は二十四學級以下特別の事情ある時は府縣知事の認可を受けて是以上に増すことが出来る。又一學級の児童數は尋常小學校では七十人以下、高等小學校では六十人以下、特別の事情ある時は各十人迄増すことが出来る。

(四) 男女の區別 幼稚園に於ては男女幼兒は區別せざるが普通である。小學校に於ては男女を同一學級に編制すべきか否かに關し種々の議論がある。我邦では分離主義を取り、同一學年の女兒の數が一學級を編制するに足る時は男女によつて其の學年の學級を分つことに成つてゐる。但し尋常小學校第一二學年にあつては共學を妨げないことに規定せられてゐる。

(五) 合同取扱 組や學級を編制して其れぐ適切の教育を施すのであるが、場合によつては或教育事項に關し、數組或は數學級の全部或は一部を合同して取扱ふこともある。但し小學校に於ては教科によつて児童數の制限がある。

(二) 職員の配置

(一) 保母數 幼稚園では保母一人の擔任する幼児數は約四十人以下とする規定である。

(二) 教員數 小學校では各學級に本科正教員一人をおかねばならぬ。若し正教員が得難いか或は財政が許さない等の特殊の事情ある場合には、二學級毎に正教員一人准教員一人をおき、又は三學級毎に正教員二人をおくことが出来る。二部教授の編制を取つた場合においては前後兩部に對して正教員一人をおくを通例とする。高等小學校に在つては以上の外、必要に應じ、本科正教員又は専科正教員をおく規定である。

(三) 園長及學校長 幼稚園長は保母が之を兼ねるを常例とし、小學校長は訓導が之を兼ねる規定である。兩者共に事務繁劇の場合には其の擔任事項を補助

する爲に別に職員を増すことが出来る。幼稚園の方には別段の規定はないが、小學校の方では六學級以上の學校に限り、學校長の擔任する教授を補助する爲、正教員又は准教員一人を増すことを得る規定である。

(四) 擔任方法

- (1) 持上り法 一つの組或は級を擔任して年と共に持上る法をいふ。子供の性質學力等を能く知ることが出来、訓練上及び教授上の便宜が多い。幼稚園では専ら此の方法を取つてゐる。併し小學校では修業年限が長いから時に一方に偏する恐れがある。
- (2) 固定法 同一程度の組或は學年を毎年反覆して擔任する方法である。幼稚園では年少組、年長組、小學校では初年級、最高級、複式の級など、特に教師の長所によつて技倅を熟達せしめる便宜もあるが、固定不動に陥り易く、又他の連絡を失ふことに陥り易い缺點がある。

(ア) 學級擔任法 一人の教師が其の學級の全教科を擔任するをいふ。全教科の連絡統一に便に、子供の訓練に適する。只、教師の不得手の學科を擔

任せねばならぬ缺點がある。

(イ) 教科擔任法 一教科或は數教科だけを若干級に亘つて擔任する方法である。専科教員などは即ちそれである。是は其の教科だけについて言へば適當であるが、往々他教科との連絡が不十分と成り易い。

以上は何れの方法も凡て利害得失を有するから、成るべく其の利點を取り缺點を補ふ様にせねばならぬ。大體持上り法による學級擔任法を以て本體とし教科目擔任法を加味する様にするが便利である。

第六章 保育事項及教科事項

(一) 幼稚園の保育事項

幼稚園令施行規則中の法文は次の通りである。

(二) 小學校の教科目

小學校令中の法文は次の通りである。

(1) 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女

兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ
兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

(2) 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業(農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目)トシ女兒ノ爲ニハ家事裁縫ヲ加フ
土地ノ情況ニヨリ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得
實業ノ教科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目トナスコトヲ得

(3) 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

(三) 課程表 幼稚園に於ては保育項目は定められて居るが課程及び毎週保育時數は規定せられてゐない。是等は各幼稚園に於て其の事情に適當したる様に定め幼稚園設置の際、園則中に定めて地方長官に申請することになつて居る。

小學校に於ては課程表が示されてゐる、即ち小學校令施行規則第四號表を以て各教科目各學年の課程及び毎週教授時數が規定せられてゐる。

(四) 教科用圖書

幼稚園に關しては保育用圖書といふものゝ規定はない。小學校に於ては教科用圖書に關する法令上の規定がある。次に其の要點を示す。

(一) 國定教科書を使用すべきもの

修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖畫

(二) 府縣知事にて採定すべきもの

前記以外の圖書にて國定のもの又は検定済のもの

(三) 児童用教科書を採定するを得ざるもの

體操、裁縫、手工、尋常小學校第四學年以下の唱歌

(四) 児童に使用せしめざるを得るもの

書方(國語)、算術、理科、家事、圖畫、地理附圖

教科書を變更する場合は最下學年より使用せしめねばならぬ規定である。

(五) 教授細目 教授細目編成上の理論及びそれに關する注意は教授論の部に於て述べた通りである。幼稚園にあつては保育細目に關する規定はない。小學校にあつては教授細目は學校長に於て編成せねばならぬ事に規定せられてゐる。

(六) 卒業、修業、終了の認定

(一) 卒業 尋常小學校若くは高等小學校に於て其の教科を修めたと認めべき者には學校長は之に卒業證書を授與する。

(二) 修業 學年末に於て各學年の課程を修了したりと認むべき者には修業證

書を與へてもよい規定である。與へねばならぬといふ譯ではない。

(三) 終了 幼稚園に於ては其の在園期間を終つた證として保育終了證書を與へてもよい。是も與へねばならぬといふ規定はない。

(七) 學年、學期、休業日及式日 幼稚園にあつては保育期の區分、保育日數、毎週保育時數、始業終業の時刻等は設置の際、園則中に定めて府縣知事に申請することに成つてゐる。

小學校に在つては次の通りである。

(一) 學年度 四月一日に始まり翌年三月三十日に至る。但し土地の事情により九月一日に始まり翌年八月三十一日に終るものをおいてもよい。

(二) 學期の區分 法令上の規定はないが、普通第一學期四月一日より八月末日迄、第二學期九月一日より十二月末日迄、第三學期翌年一月一日より三月末日迄、秋季始業のものは其れに一學期宛後れることになる。

(三) 休業日

一、祝日、大祭日 二、日曜日 三、夏季休業日 四、冬季休業日 五、學年末休業

日 六、其の他府縣知事の定むる休業日

(四) 式日 小學校に在つては小學校令施行規則中に次の通りに規定せられて居る。

紀元節、天長節、明治節、及一月一日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

一 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二行ふは善い事である。

號ノ式ヲ闕ク

幼稚園に在つては儀式に關する法令上の規定はない。若し尊嚴と謹肅との間に舉式するを得る好事情ある場合には、幼兒に適する程度に於て、儀式を行ふは善い事である。

第七章 幼稚園及小學校の職員

(一) 種類

(一) 幼稚園

一、園長 (園務を掌理し所屬職員を監督するもの)

二、保姆 (幼兒の教育を掌るもの)

三、代用保姆 (資格なきものを保姆に代用するもの)

(二) 小學校

一、學校長 (校務を整理し職員を統督し兒童教育の全責任を負ふもの)

二、教員

(1) 訓導 (ア) 本科正教員 (小學校本科正教員(尋常高等を通じて全教科を擔任し得るもの)
 (イ) 尋常小學校准教員 (尋常小學校に限り正教員を補助するもの)

(2) 准訓導 (ア) 小學校准教員 (尋常高等を通じて正教員を補助するもの)

(イ) 尋常小學校准教員 (尋常小學校に限り正教員を補助するもの)

三、代用教員 (資格なきものを准教員に代用するもの)

(二) 資格 幼稚園保姆及小學校教員の免許狀は府縣知事之を授ける。

* (一) 幼稚園

園長 公立幼稚園の園長は小學校の本科正教員、又は保姆、若くは教員免許令による教員たる資格あるを要す。

保姆 保姆免許狀を有するもの。

(二) 小學校

小學校教員 左の一に該當するものに與へられる。

一、師範學校を卒業したる者

二、文部大臣の指定したる學校を卒業したる者

三、小學校教員の検定に合格したる者

(三) 檢定

検定を行ふ機關として各府縣に小學校教員檢定委員會がある。内務

部長が會長となり、委員は府縣知事が之を任命する。

検定には(一)無試験検定(二)試験検定の二種ある。幼稚園令及同令施行規則、小學校令及同令施行規則中に其れへ詳細に規定せられてゐる。

(四) 任用及待遇

(一) 任用 公立幼稚園長及び保母、小學校長及び教員の任用は市立のものに在つては市長の申請により府縣知事之を行ふ、町村立のものに在りては府縣知事之を行ふ。

(二) 解職 公立幼稚園長及び保母、市町村立小學校長及び教員の解職は府縣知事之を行ふ。

(三) 待遇

公立幼稚園長及び保母、小學校長及び教員は特定の服務規律の下に教育の任に當るものであるが、俸給は地方自治團體の支給を受けるものである。それゆゑ、純然たる官吏でなく、又純然たる自治團體の役員たる公吏でもない。官吏の待遇を受ける者である。公立幼稚園の園長及保母、小學校の正教員は判任官の待遇を受ける。小學校長の中には特別の規定によつて奏任官の待遇を受けるものがある。

(五) 職務及び服務 幼稚園令及同令施行規則、小學校令及同令施行規則中に規定せられてゐる。

(一) 職務

幼稚園

園長 園長は園務を掌理し所屬職員を監督する。

保母

保母は幼兒の保育を掌る。

學校長 學校長は校務を整理し所屬職員を統督する。

小學校

正教員 正教員は兒童の教育を擔任し且之に屬する事務を掌る。

准教員

本科正教員の職務を助ける。

(二) 服務

一、教育に關する勅語の旨趣を奉體し法律命令に従ひ誠實に其の職務に服せねばならぬ。

二、當該學校、幼稚園所在の市町村、市町村學校組合、町村學校組合の地域内に居住せねばならぬ。但し監督官廳の許可を受けたる時は此の限りでない。

三、擅に其の職務を離れ又は職務上居住すべき地を離れてはならぬ。

四、營利を目的とする會社の業務執行社員、取締役、監査役と爲り、又は給料を受けて他の事務を行ふことは出來ない。但し府縣知事の許可を受けたる時は此の限りでない。

五、府縣知事の認可を受くるでなくては營利を目的とする業務を爲すことは出來ない。

(六) 債給給與及恩給

(一) 債給 公立幼稚園職員の債給旅費其の他の諸給與に關する規程は小學校教員の例に準じて地方長官が之を定めることに成つてゐる。此の場合、園長は學校長に、保姆は正教員に、代用保姆は代用教員に準する。但し月債額に付ては園長は本科正教員に、保姆は專科正教員に準する。

(二) 年功加債 小學校教員にして五年以上同一府縣内の市町村立小學校に勤続し成績佳良なる者には年功加債を給する。

師範學校の訓導、保姆、准訓導にして五年以上勤続する者には年功加債を給す

る。

(三) 特別加債 市町村立小學校教員にして特定の學級を擔任するもの、又は僻陬の地に勤続する者には特別加債を給する。

(四) 恩給 公立幼稚園職員並に小學校教員は恩給法の定むる所により恩給を受くるの権利が與へられてゐる。

(五) 旅費 公務を以て旅行する時は旅費を給せられる。此の場合幼稚園職員は小學校教員の例によることに成つてゐる。

以上の外、手當、賄料、療治料、慰勞金、住宅料等其れの場合に於て給與せられる。

(七) 解職及懲戒

(一) 解職 府縣知事が之を命ずる。次の三種がある。

一、休職

- (1) 傷痍を受け又は疾病のため職務を行ふに妨げある時
- (2) 學校編制の變更又は訴願の裁決によつて過員を生じたる時

- (3) 教員養成を目的とする官立府縣立學校に入學する時
- (4) 名譽職たる町村長及び助長に當選したる時
- (5) 私立小學校の教員又は外國に於て本邦人を教育する爲に設置したる學校の教員となるとき
- (6) 刑事事件に關し告訴又は告發せられたる時
- (7) 兵役に關し規定の服務をなす時

二、退職

- (1) 不具廢疾により又は身體若くは精神の衰弱により職務を執るに堪へざる時
- (2) 傷痍を受け若くは疾病に罹り其の職に堪へざるに因り又は自己の便宜に因り退職を出願したる時
- (3) 休職者復職したる爲め其の代員を要せざる時
- (4) 當該學校、幼稚園が廢せられたる時、又は休職期間が満ちたる時は當然退職者となる。

三、失職

免許狀褫奪の處分を受け又は免許狀が効力を失つた時

(二) 懲戒 職務を怠り、又は職務上の義務に背き、又は職務の内外を問はず體面を汚すの行爲ある時は府縣知事は之に對して懲戒處分を行ふ。次の種類がある。

- 一、謹責 公文書を以て戒飭する。
- 二、減俸 一箇月以上一箇年以下の間月俸三分の一以下を減給する。
- 三、免職 其の職を免ずる。二箇年以内は教職につくことは出來ない。
- 四、業務停止 私立の小學校及び幼稚園職員に對して行ふものである。一箇月以上二箇年以下の期間、業務を行ふことを禁ずる。
- 五、免許狀褫奪 濟職の情狀重き時は免許狀を取上げるのである。

第八章 設備

設備に關しては法令上の規定は極めて簡單である。其の必要缺くべからざる準據を示して、他は土地の事情、民力の程度に適應せしめる事にしてある。今、法令の要旨に基き、又世間普通に行はれてゐる程度に於て次に其の要領を掲げる。

(一) 敷地

- (一) 道徳上悪い感化を與へるが如き場所は避けなければならぬ。
- (二) 衛生上無害な所でなければならぬ。通風、採光、排水、飲料水の供給等宜しく、又成るべく風致に富む所を選ぶがよい。
- (三) 通學の便利の宜い所でなければならぬ。

(四) 敷地内適當の所に常綠樹を植ゑて嚴冬の風を防ぎ、又落葉樹を植ゑて夏の日除けにするがよい。

(二) 建物

(一) 閑靜にして強い刺戟から遠ざかつた所がよい。工場、停車場、市場、雜閑の巷

その他すべて注意を散亂せしめるが如き誘惑物のない所を選ばねばならぬ。

(二) 通風、採光、乾燥等を良くするため、天井を高くし、窓を多くつけ、牀を高くし、又牀下の周圍には風抜を造らねばならぬ。

(三) 建物は平家建が最もよい。尤も都會地では土地が得難いから、二階建以上となるが、斯かる場合には建物の堅牢なること、昇降口を十分設けおくことが必要である。階上板張の墜落、非常時の混雜、階段上よりの顛落などは往々起る事柄である。それゆゑ幼稚園では成るべく平家建にする様法令上にも規定せられてゐる。

(四) 御影及勅語騰本奉安所 小學校では適當の場所に於て特別の設備をしなければならぬ。若し出來難い時は講座又は職員室の一部の上方の位置に尊厳と安全とを旨とし奉置するがよい。

(五) 普通教室 小學校にては児童五十名に對し、幅四間長五間位が適當である學級編成の都合により増減するがよい。出入口は各室二個宛を設ける。光線は左より取るがよい。窓には窓掛を用ひて直線光線に眼を射られる事を防が

ねばならぬ。壁の色は灰色か卵色か普通である。又寒き地方では冬期暖室の設備をせねばならぬ。

(六) 保育室 幼稚園では幼兒五人につき一坪より小ならざることに法令にて規定せられてゐるが、是は勿論、最少限度を示したものに過ぎぬ。前に記した小學校兒童の普通教室の標準に近い位の廣さが望ましいのである。

(七) 遊戯室 幼稚園には遊戯室が必要である。此所では幼兒は走り歩き、廣い範圍にて運動するから、幼兒一人につき一坪の割にて一組幼兒の遊戯に便する位あれば最も都合がよい。多くの幼稚園では此所にて諸種の儀式及び會合が行はれるから成るべく廣くするがよい。

(八) 講堂及屋内體操場 講堂は儀式、訓話、合同教授、諸會合の行はれる場所である。多人數集合の場所であるから、成るべく廣くするがよい。講堂を有せざる學校では屋内體操場を講堂に併用する。何れも構造の堅牢を要する。成るべく階下に設けるが安全で且便利である。

(九) 特別教室 唱歌、手工の様に他室の教授の妨げとなり、又作法、理科、圖畫など

の様に特別の設備を要するものには特學教室を設けるがよい。

(一) 他の諸室 職員室、小使室、應接室、圖書室、器械標本室など何れも必要なる室であるから、出来るだけ設けねばならぬ。

(二) 便所 周圍は常綠樹にて囲ふがよく、校舎及び井戸から離して臭氣と汚水の影響を遠ざけねばならぬ。汚物の觸接する部分は凡て石、陶器、セメントの類にて造り、腐蝕と漏洩とを防がねばならぬ。

(三) 遊園及屋外體操場

(一) 幼稚園幼兒の遊園の廣さは法令では幼兒一人につき一坪以上の割合を以て設けることに規定せられてゐる。

(二) 尋常小學校兒童に在りては兒童一人につき少くとも一坪以上、高等小學校にては一坪半以上が必要である。

(三) 塵埃を少くする爲め小砂利を布き、又排水設備を十分にして降雨後速に場面の乾く様にせねばならぬ。

(四) 鞍鞆、滑り臺、廻轉臺、圓木其の他の遊戯道具を備付けねばならぬ。幼稚園で

は遊園の一部に砂場、築山等を設けるがよい。

(五) 適宜の場所に植樹して防風、綠蔭の用に供し、又芝生の場所を設けて遊戯及び休息の場所とするがよい。

(四) 校具

(一) 机及腰掛 普通教室内の兒童用机腰掛の寸法は文部省より示された標準がある。幼稚園用のものとしては特に示されたものはないが右の標準より推定することが出来る。

(二) 黒板 色は黒又は濃綠色とし、艶消し法を用ひ、板面の光らざる様にせねばならぬ。塗料の脱落せざるもの、墨筆の用ひ易きもの、拂拭し易きものでなくてはならぬ。

(三) 教卓 教卓の大きさ及び高さは子供が黒板の繪や文字を見るごとの妨げとなるざる様にせねばならぬ。保育室用のものとしては持ち運びに便利なものを選ぶがよい。

(四) 教授用具 一、圖書類 二、圖表類 三、標本及模型類 四、器具及び器械類を

備付けることを要する。

(五) 保育用具 幼稚園では右の外繪畫、恩物、玩具類を備付けねばならぬ。

(六) 衛生用具 救急用具類一切、身體検査用具一切の備付けを要する。

(七) 雜用具 時計、寒暖計、額面、火鉢、鐵瓶、掃除用具、國旗、儀式用具、消防用具等を備付けねばならぬ。

(八) 花壇、茶菜圃及果樹園 理科の知識を與へ、自然を好愛する念を養ひ、又勤勞の風を養ふ爲に是等の設備をなす事が必要である。鉢植、フレーム、肥土肥料置場、園藝用具などの設備を要する。

第九章 行事及事務

(一) **朝會** 始業前、職員幼兒或は兒童一所に集合して挨拶をなし、或は唱歌を合唱し、又簡易なる呼吸法、矯正法、運動法等を行ひ、又偶發事項について誨告し、諸種の衛生上訓練上の良習慣を養ふ機會とすることは最も望ましい事である。從來幼稚園の朝會は本邦にても、外國にても、餘りに形式に流れ、實効なくして非難を招いたことがある。小學校にても毎日型の如く行はれる爲に、多くは、兒童の注意する所となり、往々喧囂の中に只、時間を過ごすものも少くない。何れも餘りに器械的に行ふ爲に外ならぬ。種々異つた實益ある方法を用ふれば大なる効果を擧げることが出来るのである。

(二) **郊外學習** 幼兒兒童を近郊に連れ行き自然及び社會の事物を見聞せしめるることは極めて必要なることである。此の際、教師は、引率する前數日中に、必ず實地を檢分しおかねばならぬ。長らく訪はざる場所に突然子供を連れ行きて、事情の變化せる爲に、豫期に反して大に困難せし例は少くない。又途上の危險物に對しことが出來るのである。

十分の注意を拂はねばならぬ。教師は途上に於ても、前以て觀察見聞せしむべく用意せる事項につきて、子供等に問答し説明し、又自發的觀察を鼓舞せねばならぬ。採集器、藥品類をも用意し携帶するがよい。

(三) **讀物** 幼稚園幼兒用の繪本及び繪冊子類、並に小學校兒童用課外讀物は之を自然に放任するときは往々不良の影響を蒙り易いものであるから、教師は坊間に行はるゝ諸種の冊子類中より幼兒兒童の能力と趣味とに適した良種のものを選びて之を閲覽させ、他の不良のものから遠ざからしめる様にせねばならぬ。又是等の良冊子、良書籍類を家庭に通知するがよい。

小學校では兒童の自習を助ける爲に兒童圖書館を設け、又學級文庫を設けて閲覽せしめるがよい。只其の取扱については亂雜、破損、紛失等を生ぜざる様、取締方法を講せねばならぬ。是また自治精神を養ふ上からも必要のことである。

(四) **興行物** 活動寫眞の流行は年と共に益甚しい。芝居、手品、舞踊、音曲、曲藝その他子供の心を誘ふ興行物も亦少くない。是等に對しては家庭と協力して優良なもののみを許すこと、し、又兒童自身勝手に興行場に出入せざる様取締をせねるもののみを許すこと。

ばならぬ。

(五) 製作品展覽會 幼兒兒童の製作品を陳列して父兄母姉の觀覽に供することは、一方には幼少年者の自奮心を刺戟し、他方には父兄に子弟の能力に對する自覺心を喚起し、又教育者の苦心の存する所を理解せしめる方便とも成るものである。成るべく双方便宜の時期を選びて開會し、又觀るもの觀らるゝ者共に誠心を以て事を行ふ様に心掛けねばならぬ。

幼稚園幼兒の製作物としては手技、圖畫、或は園藝に關する產物等であるが、小學校では書き方、綴り方、圖畫、手工、裁縫、園藝などに關する作品である。是等の作品は皆子供の自力によつて造り出したる物によるべく、若し教師の加力あるものは其の點を明瞭にしておかねばならぬ。若し曖昧なるときは、子供の心に眞に自信が起らず、父兄も亦疑惑の眼を以て見る様に成り、折角の展覽會も其の信用を失ひ効果を薄弱ならしめる恐れがある。注意せねばならぬ。

(六) 學藝會 幼稚園では唱歌、談話、圖畫、手技遊戯など平素習ひ覚えたものを爲さしめて來觀者に見て貰ふのであるが、強いて上手に爲すに及ばぬ。拙くとも眞情

を流露する所却つて價値あるものである。小學校では談話、讀本及び自作文の朗讀、唱歌、理科實驗、書き方、圖畫などの即席作成などである。是等も平素の習熟せる所を發表するがよく、觀衆の喝采を博せんが爲に強いて面倒なる題目を選び、其の準備練習の爲に多くの時間と無理なる勞力を費すが如きは避くべき事である。新なる問題の解決によつて兒童の實際的能力を養ふことも喜ばしい事ではあるが、方法宜しきを得ざることは子供の興味を殺ぎ倦厭を生ずるに至るものである。

(七) 運動會 遊戯、競技、體操などの爲に大會を開催して全國幼兒、全校兒童が平素に習熟せる所を演習して、互に觀覽する事は、體育を尊重する精神、規律を遵守する風習、敏捷と忍耐とを養ふ機會ともなり、父兄母姉も觀覽し、又は參加することも出来、全員親密の情を養ふ上にも効がある。只注意すべきは、徒らに外面虚飾的のものに墮し、或は俄仕立のお祭騒ぎの如きものと成らぬ様にする事、又競技に勝敗をのみ争ひ、卑劣なる行爲をなす様の弊に陥らぬ様にする事である。賞品などは與へざるもよく、只、決勝點に於ける等級の旗を與ふる位にするがよい。

以上展覽會、學藝會、運動會何れの場合にも幼兒兒童の全體が皆出品し、出場し得

る様にし、特別優秀者の獨占的のものと成らぬ様注意せねばならぬ。又個人的のものばかりでなく、協同的のものをも加へ、優者劣者相助ける様に仕組む事も良い方法である。

(八) 家庭との連絡

(一) 通信簿 幼兒兒童の居所、氏名、生年月日、保護者氏名、擔任教師氏名、保護者心得、身體検査表、學業成績、操行、出缺席、遅刻早引、其の他教師より父兄へ、父兄より教師への通信欄を設け、隨時に記載して相互に通信して連絡を取る様にせねばならぬ。

(二) 保護者會 幼兒兒童の一部或は全部の保護者を召集し、遊戯や學習の状況を參觀せしめ、其の子女の教養に關して相互の意見を交換するのである。成るべく相方實行し易き時期を選び、有効に行はれる様に計畫せねばならぬ。父母は其の子の實力に對し兎角評價を誤り易いものであるが仲間の者と共に活動せる様を見る時に始めて悟る所あるものが多い。かかる機會に於て教師は父兄と眞によく意見を交換する事が出来る。

(九) 一般事務の分擔 事務は執務の便宜に従ひ幾つかの係にして分擔するがよい。次に一例を示す。

(1) 教務係 其の分擔事項は次の如くである。

- 一、要目、細目、時間割、成績表等の作成及び整理に關する事務
- 二、入退者、出缺席、卒業、修業、終了、學籍等に關する事務
- 三、教授、訓練、管理上の研究に關する事務

(2) 庶務係

- 一、公文書類の接受發送及び整理保管に關する事務
- 二、儀式及び集會に關する事務
- 三、日誌諸記録、一覽等に關する事務
- 四、保育料或は授業料に關する事務

(3) 會計係

- 一、敷地及び建物の整理及び保管に關する事務
- 二、備品の保管、修繕、消耗品の受拂に關する事務

三、物品の購入に關する事務

四、保育料或は授業料に關する事務

第九章 行事及事務

(4) 衛生係

- 一、學校衛生に關する事務
- 二、身體検査に關する事務

(5) 統計係

- 諸種の統計に關する事務

以上は普通に行はれるものであるが、なほ職員の事情により適宜分合増減するがよい。

(6) 研究事務の分擔 職員の長所、研究上の便宜等を考へ、幾つかの部に分つがよい。例へば幼稚園では遊戯、唱歌、觀察、談話、手技などの各部に分つもよく、必要あらば唱歌、遊戯部として二つを結合してもよい。小學校でも國語部、算術部、理科部といふ様に一科別にしてもよく、又地理歴史部、圖畫手工部といふ様に關係教科を結合してもよい。職員數の都合にては主任をおき其の下に部員を配屬せしめてもよい。

(7) 担任組擔任學級の事務 學籍簿の調製、整理、保管、教案の作成及び結果の記録

出缺席の調査、家庭通信簿の調製、家庭との往復、教室の整理及び清潔、教室内備品の整理及び保管等に關する事務である。

保 媽 教 育 學 (をはり)

著 權 作
所 有

昭和三年七月十日印 刷
昭和三年七月二十五日發 行

【定 價 金貳圓八拾錢】

學 用 媯 育 教
附 奥



| | | | |
|-------|-------|--------|------|
| 大賣 | (東京) | 南海書院 | 文修堂 |
| 捌所 | (名古屋) | 川瀬文館 | 盛文修堂 |
| (久留米) | (京 都) | 博 省 書籍 | |
| (奈良) | (熊 本) | 良 本 賀 | |
| 木長大 | 原崎坪 | | |

發行所 東京市神田區表神保町二番地
(直接註文一手取扱) 大阪市南區內安堂寺町一丁目廿八
奈良市南半田西町十三番地
(直接註文一手取扱) 大阪市南區內安堂寺町一丁目・振替大阪三九五五六番

東洋圖書株式合資會社

印刷者 富永貞三
大坂市天王寺區東平野町一丁目三十三

製版者 谷口松市
大阪市東區清水谷西之町三一四番地

著作者 森川正雄
大阪市南區內安堂寺町一丁目二十八郎

部刷印社會資合式株書圖津東・所刷印

所本製本廠・所本製

東洋圖書の教育書

| 版八 | 版十 | 版五 | 版八 | 最新刊 |
|------------------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------------------|
| 表 現 と 鑑 賞 | 學習心理と學習様式 | 教 授 新 論 | 學習諸問題の解決 | 兒 童 學 原 論 |
| 奈良女高師 文九 科帝 授 | 奈良女高師 校 長 | 奈良女高師 木下竹次先生著 | 奈良女高師 横山榮次先生著 | 東洋大 學 關 寬之先生著 |
| 岩城準太郎先生著 | 松濤泰巖先生著 | 送定 料價 〔二・五〕 | 送定 料價 〔二・六〕 | 送定 料價 〔二・八〕 |
| 〔二・六〕 | 〔二・五〕 | 〔二・六〕 | 〔二・六〕 | 〔二・八〕 |

教育學術の参考書

□本書は我國兒童心理學の泰斗で現に文部省顧問である關先生が兒童の身體及精神の兩方面と其の發達の實際と機能とを詳細に研究されたる一大良書で我國には勿論歐米にも求め難い現代教育界の一権威書である。

□本書は天下の教育界を風靡したる學習法創始者木下先生が學習法の根本並に其の實際上の諸問題につき一々詳解されたる良書。□從つて實際學習上の難問題につき具體例につき説明せる點に於て學習原論以上の名著指針とを加へられたる名著である。

□我が國教育界の重鎮たる先生の著書、論說は現代實際教育の羅針盤である。

□本書は先生が學習法新教授法につき1.根源指針とし2.之に對応する批判と3.實際的指針とを示されてゐる。

□創作と批評、表現と鑑賞との二者を一に渾融して說いた文學的新作品觀である。

□現代文學の權威たる先生が永年練られた新聞論である。

□兒童心理上より學習様式を分説し、學習の新指導法をも示されてゐる。

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大書局・目丁一町寺堂安内區南市阪大(取扱手一文註接直)

東洋教育の書圖

| 版九 | 版二十 | 版三十四 | 版三十 | 版四 | 版八 |
|---------------------------|---------------------------|---------------------|-------------------------|-----------------------|----------------------|
| 奈良女高師 訓導の遊び 尋二の學級經營 | 奈良女高師 訓導の遊び 尋一の學級經營 | 奈良女高師 學習法 實施と | 奈良女高師 福岡縣視學 教授兼主事 | 富山師範附屬小學校著 北澤種一先生著 | 花田甚五郎先生著 制度の活用と |
| 山路兵一先生著 送定料價〇・三〇 | 山路兵一先生著 送定料價〇・三〇 | 清水甚吉先生著 送定料價〇・六〇 | 北澤種一先生著 送定料價〇・六〇 | 花田甚五郎先生著 送定料價〇・六〇 | 花田甚五郎先生著 送定料價〇・六〇 |

ホーム組織の學校經營

各學年の學級經營

學級經營原論

兌發 社會資合式株書圖 洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大替攝・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (取扱手一文註接直)

東洋教育の書圖

| 版三 | 版五 | 版三 | 版五 |
|---|--|--|---|
| 教立正大授 奈良女高師 幼稚園主事 砂川寛榮先生著 『問題』の教育心理的學 幼稚園の理論及實際 進步的教育の諸問題 | 研究所教育 大伴茂先生著 測定・定驗・診斷 『問題』の教育心理的學 幼稚園の理論及實際 進步的教育の諸問題 | 研究所教育 大伴茂先生著 測定・定驗・診斷 『問題』の教育心理的學 幼稚園の理論及實際 進歩的教育の諸問題 | 東京帝大助教 入澤宗壽先生著 『教育者と教育精神』 |
| 奈良女高師 森川正雄先生著 『問題』の教育心理的學 幼稚園の理論及實際 進步的教育の諸問題 | 奈良女高師 森川正雄先生著 『問題』の教育心理的學 幼稚園の理論及實際 進歩的教育の諸問題 | 奈良女高師 森川正雄先生著 『問題』の教育心理的學 幼稚園の理論及實際 進歩的教育の諸問題 | 奈良女高師 森川正雄先生著 『問題』の教育心理的學 幼稚園の理論及實際 進歩的教育の諸問題 |

學校及學級經營の參考書

兌發 社會資合式株書圖 洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大替攝・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (取扱手一文註接直)

東洋の教育書

| 版八 | 版八 | 版八 | 版五 | 版四 |
|--|---|---|--|---|
| 訓奈良女高師 河野伊三郎先生著 送定料價二・六〇 解答とその諸問題 | 訓奈良女高師 秋田喜三郎先生著 送定料價二・六〇 國語學習本の縱斷的研究 | 訓奈良女高師 野中吉光先生著 送定料價二・六〇 修身學習の根本とその實際 | 幹東京兒童の村 志垣 寛先生著 送定料價二・六〇 新學校の實際と其の根據 | 幹奈良女高師 鶴居滋一先生著 送定料價二・六〇 合科實施と其の一般化の研究 |
| □凡そ國語學習上の問題となるべきあらゆる問題について多年研究された二千有餘の問題を精選して一書とされた稀に見る實際中の實際篇である。下・中・上學年、形式、内容取扱上、各方面に亘つた具體事例集である | □國語讀本全十二卷を縱斷的に研究し、其精神、其美點其長所を鑑賞的に研究されたる讀方學習指導者の必須の書である。 | □新學校の行はれる新しき學校とか何か。其意義、組織、校舍、教師、兒童、學級、材料、方法等を明かにし、實に歐米に於ける新學校ものでない。懶みに悩んだ實際修習教育の間に築き上げた方法とは先生の言である。 | □奈良女高師に於ける合科學習の大記録であるに實生活に觸れた修身學習の先驅者たる先生が新を街ふことなく、慎重に慎重を重ねて研究する、と茲に數ヶ年、初めて筆を執られたる力作で尋常一二、三年程度の新教育集、新學級經營法の一權威である。 | □奈良女高師前教育三好得惠先生著 福井三國小學校長山路兵一先生著 送定料價二・六〇 自發教育案と其の實現 |
| 五 | 五 | 五 | 七 | 九 |

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪穴替掘・目丁一町寺堂安内區南市阪大(扱取手一文註接直)

東洋の教育書

| 版五 | 版五 | 版五 | 版五 | 版五 |
|---|--|--|---|--|
| 訓奈良女高師 山路兵一先生著 遊びより仕事への 仕事への | 訓奈良女高師 山路兵一先生著 尋三の學級經營 | 訓奈良女高師 山路兵一先生著 尋四の學級經營 | 訓奈良女高師 山路兵一先生著 尋五の學級經營 | 訓奈良女高師 山路兵一先生著 尋六の學級經營 |
| □著者は尊き體験に基づき各學年に亘つてその學級經營を完成された。 □尋三四は「遊びより仕事へ」に入る學年である本書は兎角等閑にし勝ちな此の中學年の學級經營を模範的に解決した良書である。 □健全なる社會の基礎をなすものは中產階級具眼の士は健全なる中產階級の振興に全力を注ぐと。尋三四は又實に學校内に於ける中產階級である。 | □尋五六は學年系統線上の高學年部である。最早象牙の塔中の子供ではない。正に實社會の實生活を唯一の生活場學習題材として生長しようとする子供たちである。 □又其の一舉手一投足は凡てそれ以下の子供たちに何ものかの響をもたらす全校兒の學風を左右する彼等である。此の學年をよりよく指導することはいはゆる義務教育を完成する所以で本書は其の實際記錄集ある。 | □學習法を地方の一學校へ理想的に實施して我國未聞の好成績を收めた實際實績である。現制度の下に實施し得る穩健著實な新教育法である。 | □天下の優良附屬たる岡崎師範附屬小學校が新を街はず音に走らず努力又努力血と汗と熱と涙とを以て築き上げられたのが本書である。 □長くお攝政宮殿下の御台覧を賜ふ | □奈良女高師の行はれる新しき學校とか何か。其意義、組織、校舍、教師、兒童、學級、材料、方法等を明かにし、實に歐米に於ける新學校並我國に於ける新學校の實際と其の根據を教育的哲學的見地より詳論されてゐる。 |
| □言々句々苦心経験と拿ま體験との結晶 | □言々句々苦心経験と拿ま體験との結晶 | □言々句々苦心経験と拿ま體験との結晶 | □言々句々苦心経験と拿ま體験との結晶 | □言々句々苦心経験と拿ま體験との結晶 |
| 五 | 五 | 五 | 五 | 五 |

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪穴替掘・目丁一町寺堂安内區南市阪大(扱取手一文註接直)

東洋圖書の教育

| 版七 | 版八 | 版四 | 版六 | 刊新最 | 版六 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 國史學習上 根本及其の實際 諸問題とその 解答 | 國史學習的根本 及其实際 | 實驗珠 | 於ける算術自發學習發展の實際 | 算術教育新論 | 最算術學習指導法 |
| 奈良女高師 奈良女高諭 椿井弘先生著 送定價〇・六〇 | 奈良女高師 奈良女高諭 椿井弘先生著 送定價〇・六〇 | 東京女高師 岩下吉衛先生著 清水甚吾先生著 送定價〇・六〇 | 東京高師 佐藤良一郎先生著 送定價〇・六〇 | 奈良女高師 導塚本清先生著 送定價〇・六〇 | 奈良女高師 導塚治六先生著 送定價〇・六〇 |
| 七 | 八 | 四 | 六 | 刊新最 | 六 |

□ 學習主義に基づき多年研究された體験より歸納された、獨特の國史學習法を詳述される。□ 本書は前著國史學習の根本及其實際をよりよく徹底する爲、各項事例を附した名著である。□ 講演式、注入式、舊教授法を捨てて創作的學習法を樹立されて既に刻々効を收めたある實際的記録である。

□ 學習主義に基づき多年研究された體験より歸納された、獨特の國史學習法を詳述される。□ 本書は前著國史學習の根本及其實際をよりよく徹底する爲、各項事例を附した名著である。□ 講演式、注入式、舊教授法を捨てて創作的學習法を樹立されて既に刻々効を收めたある實際的記録である。

□ 日用算としての珠算が實用的効率の大なることは世界的に誇るべきものである。□ 本書は多年珠算の研究と教授とに獨創的歩を有せられる先生が、最近適切な獨創的新體系を立てられたものである。

□ 算術教育界の權威清水先生の獨創的體驗的真研究で前後八ヶ年心血傾注の結晶である。□ 本書は就中上學年尋四以上の指導法・學習發展の實際を示され、その自讀學習指導に解決を與へ更に下學年との連絡を詳述された良書。

兌發社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大書販・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (取扱手一文註接直)

東洋圖書は教育

| 版重 | 版三 | 版五 | 版五 | 版八 |
|--|---|--|---|---|
| 鉛筆書方練習帖 | 硬毛書方の自由教育 | 教材觀照國語讀本指導精案 | 讀方學習活動の實際とその説明 | |
| 訓練奈良女高師岡本清徳先生編 導塚本清先生著 卷一用〇・三 (見本) | 訓練奈良女高師山路兵一先生著 導塚治六先生著 卷二〇・六 卷三〇・六 卷四〇・六 卷五〇・六 卷六〇・六 卷七〇・六 卷八〇・六 卷九〇・六 卷十〇・六 卷十一〇・六 卷十二〇・六 | 教材觀照國語讀本指導精案 卷一〇・六 卷二〇・六 卷三〇・六 卷四〇・六 卷五〇・六 卷六〇・六 卷七〇・六 卷八〇・六 卷九〇・六 卷十〇・六 卷十一〇・六 卷十二〇・六 | 訓練奈良女高師河野伊三郎先生著 導山路兵一先生著 卷一〇・六 卷二〇・六 卷三〇・六 卷四〇・六 卷五〇・六 卷六〇・六 卷七〇・六 卷八〇・六 卷九〇・六 卷十〇・六 卷十一〇・六 卷十二〇・六 | 訓練奈良女高師山路兵一先生著 導河野伊三郎先生著 卷一〇・六 卷二〇・六 卷三〇・六 卷四〇・六 卷五〇・六 卷六〇・六 卷七〇・六 卷八〇・六 卷九〇・六 卷十〇・六 卷十一〇・六 卷十二〇・六 |
| □ 本書は我が初等國語教育の権威者たる河野伊三郎先生が讀本中の各種文章を指導された實際を最も大膽に、赤裸々に叙述されたもので、兒童學習力伸展の有様は、手に取るが如く明かにされてゐる。文章面白く不知不識の間に讀方學習指導の眞髓を掴み得る。 | □ 先生が讀本中の各種文章を指導された實際をつまれたる實際の書き記録で世間ありふれたる日案的時間観當的のものとは全然趣を異にするものである。本書によりてこそ時代に順應せる國語教育の目的は達せらる。文字文章の乾燥無味な傳統より脱し強烈な國民精神を培ひ豊潤な民族的情緒を養ひ國語教育を真人教育にまで引上げるのが本書である。 | □ 本書は我が初等國語教育の権威者たる河野伊三郎先生が讀本中の各種文章を指導された實際を最も大膽に、赤裸々に叙述されたもので、兒童學習力伸展の有様は、手に取るが如く明かにされてゐる。文章面白く不知不識の間に讀方學習指導の眞髓を掴み得る。 | □ 本書は我が初等國語教育の権威者たる河野伊三郎先生が讀本中の各種文章を指導された實際を最も大膽に、赤裸々に叙述されたもので、兒童學習力伸展の有様は、手に取るが如く明かにされてゐる。文章面白く不知不識の間に讀方學習指導の眞髓を掴み得る。 | |
| □ 分解分析を旨とせず、生活其のものに即して建説された新しき綴り方學習指導法で、著者は頭腦明晰、博學を以て聞え徹底的意見と、指導方法の妙とを有する新人である。 | □ 文部省の根本方針に基き、硬毛兩様共に文字は形を主とし、實用を主眼として其の書法の詳細に亘り述べてある。 | □ 文部省の根本方針に基き、硬毛兩様共に文字は形を主とし、實用を主眼として其の書法の詳細に亘り述べてある。 | □ 文部省の根本方針に基き、硬毛兩様共に文字は形を主とし、實用を主眼として其の書法の詳細に亘り述べてある。 | |
| □ 各學年の教材配當はアメリカ、イギリス、フランス、ドイツの例を取り、算術遊戯の諸種を引出し、メンタルテストを詳解せる等は本書の特色である。 | □ 特徴 (1) 安價 (2) 頁數多い (3) 繪表紙 (4) 基本・練習・應用文字とを別つ (5) 手本、國語讀本と連絡を取つた優良書である。 | □ 各學年の教材配當はアメリカ、イギリス、フランス、ドイツの例を取り、算術遊戯の諸種を引出し、メンタルテストを詳解せる等は本書の特色である。 | □ 特徴 (1) 安價 (2) 頁數多い (3) 繪表紙 (4) 基本・練習・應用文字とを別つ (5) 手本、國語讀本と連絡を取つた優良書である。 | |

兌發社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大書販・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (取扱手一文註接直)

東洋圖書の教育書

| 版五 | 版四 | 版々重 | 版五 | 版四十二 |
|------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 訓練奈良女高師 改正要目 小學校 | 訓練奈良女高師 寺谷朝藏先生著 體操遊戲指導書 | 訓練奈良女高師 川口英明先生著 定價二八六 | 訓練奈良女高師 幾尾式教練本譜 定價二六六 | 訓練奈良女高師 幾尾純先生著 定價二六六 |
| 體育學習の實際 | 幾尾式教練用 | 體小學唱歌の指導書 定價各一八 | 私の唱歌教授 | 體小學唱歌の指導書 定價各一八 |
| 送定料價二八六 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 |
| 送定料價二六六 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 |

- 改正要目に準據し各學年別に體操、教練、遊戲、競技の全部に亘り生理的、解剖的、心理的解説とその指導法とを詳述せる良書。體操については號令の掛け方より運動量の多少、遊戲については其の解説を詳述。
- 本書は第一に兒童作曲法を載せて平易に其の手解きをされてゐる。□第二に先生の舊來の體操を體育と改稱して其の範囲を擴め受動式の教授を發動的の學習となし、一齊的劃一的なものなりしを個別的に兒童本教へ子の手になる兒童作曲模範集を載せてゐる。□第三に「本譜練習幾尾式カード」を以て参考に載せてある。
- 本書は第一に兒童作曲法を載せて平易に其の手解きをされてゐる。□第二に先生の舊來の體操を體育と改稱して其の範囲を擴め受動式の教授を發動的の學習となし、一齊的劃一的なものなりしを個別的に兒童本教へ子の手になる兒童作曲模範集を載せてゐる。□記憶力養成の良カードである。□理論の方面はその學習上の諸問題を實際的取扱中に巧に具體化して織り込まれてゐる。□一名本譜ヨメールと稱し、本譜の讀譜力、歌唱法、新しさ作曲指導法等悉く寫眞、凸版を以て説明されてゐる。
- 本書は先生が二十餘回生徒に教へられた事實の記錄に洗練又洗練を加へられたエキスである。□御創始の本譜教授法、獨特のタクト法、新しさ作曲指導法等悉く寫眞、凸版を以て説明されてゐる。
- 本書は先生が二十餘回生徒に教へられた事実の記錄に洗練又洗練を加へられたエキスである。□御創始の本譜教授法、獨特のタクト法、新しさ作曲指導法等悉く寫眞、凸版を以て説明されてゐる。
- 記憶力養成の良カードである。□理論の方面はその學習上の諸問題を實際的取扱中に巧に具體化して織り込まれてゐる。□一名本譜ヨメールと稱し、本譜の讀譜力、歌唱法、新しさ作曲指導法等悉く寫眞、凸版を以て説明されてゐる。
- 本書は先生が二十餘回生徒に教へられた事実の记录に洗練又洗練を加へられたエキスである。□御創始の本譜教授法、獨特のタクト法、新しさ作曲指導法等悉く寫眞、凸版を以て説明されてゐる。

兌發社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三版穴替掘・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (取扱手文註接直)

東洋圖書は教育書

| 版八 | 版新刊 | 版四 | 版七 | 版最新刊 |
|----------------------|-------------------------------|--------------------------|----------------------|------------------------|
| 訓練奈良女高師 地理學習指導法精義 | 訓練奈良女高師 地理學習指導精說 | 訓練奈良女高師 理科學習指導實錄 | 訓練奈良女高師 音樂教育 | 訓練奈良女高師 理科學習各論 |
| 清水甚吾先生著 送定料價二六六 | 奈良女高師 體新地理書學習指導精說 尋五・尋六 | 奈良女高師 理科學習指導實錄 尋五四 | 奈良女高師 音樂教育 尋五四 | 奈良女高師 理科學習各論 尋四五 |
| 送定料價二六六 | 送定料價各三〇〇 尋五・尋六 | 送定料價各三〇〇 尋四五 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 |
| 送定料價二六六 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 | 送定料價二六六 |

- 著書が福岡師範以来二十年の間専ら研究された地理教授法を総としてその蘊蓄を披瀝される名著である。□地理と算術とは著者の最も得意とされる所で定評あるものである。
- 本書は地理學習の指導と材料の精説との兩方面に亘り詳説せられた最新最良書である。本書は文部、内務、農林、商工等の各省につき嶄新にして得難き材料を蒐集詳説して新时代の地理指導につき活資料を提供す。
- 本書は先生が多年實際に子供を指導せられた體驗の結晶で多くの指導例をあげ加ふるに自然科學の本質を明かにし理科學習の祕庫を開かれたものである。
- 先生は本著に蘊蓄と研究の總てを注がれた指導方案が各材料毎に詳述してある。
- 教材を精説し細微な點まで明かにしてある。各課に亘り(1)選題の要旨(2)學習の主眼點(3)學習用具(4)學習準備(5)教材の内容(6)指導法及び學習進展の状況を詳述せる斯界の名著。
- 本書は先生の音樂教育に関する力作で著書歎き先生の唱歌教授法精義である。先生多年御研究の唱歌教授並に音樂教育に関するあらゆる御意見は悉く本書に收められてゐて本邦音樂の權威である。
- 本書は先生が二十餘回生徒に教へられた事実の记录に洗練又洗練を加へられたエキスである。□御創始の本譜教授法、獨特のタクト法、新しさ作曲指導法等悉く寫眞、凸版を以て説明されてゐる。
- 本書は先生が二十餘回生徒に教へられた事実の记录に洗練又洗練を加へられたエキスである。□御創始の本譜教授法、獨特のタクト法、新しさ作曲指導法等悉く寫眞、凸版を以て説明されてゐる。
- 本書は先生が二十餘回生徒に教へられた事実の记录に洗練又洗練を加へられたエキスである。□御創始の本譜教授法、獨特のタクト法、新しさ作曲指導法等悉く寫眞、凸版を以て説明されてゐる。
- 本書は先生が二十餘回生徒に教へられた事実の记录に洗練又洗練を加へられたエキスである。□御創始の本譜教授法、獨特のタクト法、新しさ作曲指導法等悉く寫眞、凸版を以て説明されてゐる。

兌發社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三版穴替掘・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (取扱手文註接直)

東洋圖書の教育書

| 版五 | 版九 | 版三 | 版五 | 版六 | 版十 |
|---|----------------------------|----------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 學習各科批評眞髓 | 各學習指導案實例集 | 家事學習上の諸問題 | 手工作習原論と新設備 | 兒童粘土彫塑と木彫 | 手工教材新きびがら細工 |
| 奈良高師鶴居神戶横井幾尾先生共著 清水塚本山路横井先生共著 藤本光清先生編 | 奈良高師石澤吉磨先生著 東洋圖書株式合資會社編 | 奈良高師横井曹一先生著 東京女高師山形寛先生著 | 奈良高師横井曹一先生著 教諭兼訓導 | 奈良高師山形寛先生著 横井曹一先生著 | 奈良高師横井曹一先生著 教諭兼訓導 |
| 送定料價二・八〇 二・八〇 | 送定料價二・三〇 二・三〇 | 送定料價二・六〇 二・六〇 | 送定料價二・六〇 二・六〇 | 送定料價二・六〇 二・六〇 | 送定料價二・六〇 二・六〇 |

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪穴替掘・目丁一町寺堂安内區南市阪大(扱取手一文註接直)

□全教育會の教育は今や全世界を風靡す。
□本書は斯界に於ける我が國の權威で其の深き造詣と廣き研究とは周知の事である。
□本書は先生が家事學習の各方面大小幾多の事實問題につき詳細切なる解決を與へられたもので家事學習上類例なき良書である。
詳記されたる實際的實例である。

□學習主義の教育は今や全世界を風靡す。
□先生は斯界に於ける我が國の權威で其の深き造詣と廣き研究とは周知の事である。
□本書は先生が家事學習の各方面大小幾多の事實問題につき詳細切なる解決を與へられたもので家事學習上類例なき良書である。
詳記されたる實際的實例である。

東洋圖書は教育書

| 版十 | 版五 | 版三 | 版三 | 版六 | 版五 |
|---|--|---|--|--|--|
| 解詳 メートル裁縫 | 奈良女高師裁縫研究會著 清水谷高女 大坂府立 結城親學先生編 | 奈良女高師可愛らしき女子供服の縫方 清水谷高女 大坂府立 結城親學先生著 | 體育としての薙刀 義單衣篇 洋服裁縫教授の参考書! | 體育ダンス 送定料價二・六〇 二・六〇 | 改正要目準據小學校體操教程 藤本光清先生編 視東京市 |
| □本書は總ての方面に亘り綿密なる説明と多くの圖解とを用ひて専ら習者の理解に便易と運動量を考量し編述せるものである。 □實際指導に至便な携帶用の珍書。 | □本書は各學年十一種計八十八種の教程を其の圖解と運動量を考量し編述せるものである。 □難易と運動量を考量し編述せるものである。 □實際指導に至便な携帶用の珍書。 | □本書は皇后陛下の台覧を賜ひたる鏡心流薙刀の開祖が其眞髓を記錄されたものである。 □最も困難なる形の説明に百五十有餘の寫真を用ひ誰人にも其の要領を會得し得る様にされてゐる。 □薦め此の教育ダンスのみが學校に取り入れられ且生涯實行されるべきものである。 | □本書は總ての方面に亘り綿密なる説明と多くの圖解とを用ひて専ら習者の理解に便易と運動量を考量し編述せるものである。 □難易と運動量を考量し編述せるものである。 □實際指導に至便な携帶用の珍書。 | □本書は最高最良の参考書である。 □本書には又大幅物裁方を多く加へ且用布節約の爲に經濟裁をも記載してある。 □和服裁縫の力を利用し獨りで縫へる手縫で出来る様に説明した良参考書！ □洋服裁縫教授の参考書！ | □本書は總ての方面に亘り綿密なる説明と多くの圖解とを用ひて専ら習者の理解に便易と運動量を考量し編述せるものである。 □難易と運動量を考量し編述せるものである。 □實際指導に至便な携帶用の珍書。 |

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪穴替掘・目丁一町寺堂安内區南市阪大(扱取手一文註接直)

東洋教育の書圖

| 最新刊 | 版六 | 版二十 | 版三 | 版六 | 最新刊 |
|---|------------------------------------|---|---|---|---|
| 今古 服裝の研究 | 前奈良女高師 實力養成學生新學習法 | 前奈良女高師 關西學院教授砂川寛榮先生著 新聞記事を説明したる | 東洋大學教授永田與三郎先生著 國語資料 | 白井繁太郎先生著 東洋史物語 | 宮道馨先生著 理化學史物語 |
| 送定料價〇・二五 | 送定料價〇・二五 | 送定料價〇・二五 | 送定料價〇・二五 | 送定料價〇・二五 | 送定料價〇・二五 |
| 前奈良女高師 錦織竹香先生著 | 前奈良女高師 教官永田與三郎先生著 新聞記事を説明したる | 東洋大學教授小林好日先生著 國語資料 | 東洋大學教授白井繁太郎先生著 東洋史物語 | 下上卷 各〇・二五 | 下卷 〇・二五 |
| □本書は斯界の權威錦織先生の苦心努力による本邦唯一の服裝に關する名著で、我が國太古より現代に至る服裝の總てを網羅し出典歴史の研究家庭學校の良参考書である。 | □競争激甚の今日眞の學習法を會得し全我を伸すものが最後の勝者である。 | □朝日新聞、毎日新聞の經濟欄を寫眞として引用し、獨特の方法にて通俗的に説明され、民謡童謡短歌泰西名詩篇の研究等現代詩のあらゆる方面に研究を及ぼした良書である。 | □本書は新教育の精神を如實に示された良書であり、此を會得せば誰人も自ら伸び自ら太る獨學勉學指針たるのみでなく處世の必讀書振りを以てした比類なき良書である。 | □本書は人生の餘技ではない人生其のものゝ表現であり人間の批判であり人生の省察である。□本書は詩の味ひ方新體詩自由詩經濟入門書として之に勝る書なしとの定評あり。□悉く著者の體験を教育的の説明あり。 | □本書三十章に收めた物語は重要にして興味あり而も日常生活に關係の深いものばかりで平易に人物本位に歴史的に述べた良書である。□世界最古の文明を産んだ東洋の歴史—現代文化の源を明にすべき通俗の良書である。□史實に立脚して趣味深き物語體とし適切な發明見の物語が年代的に纏めてある。 |

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大書圖・目丁一町寺堂安内區南市阪大（取扱手一文註接直）

東洋教育の書圖

| 版十 | 最新刊 | 版六十 | 最新刊 | 版五 |
|--|---|--|---|--|
| 清水英一先生著 數學 | 教愛知一誠中山久吉先生著 模範問題 | 教東京高師佐藤良一郎山本政治 高等教理 | 學生活其他 | 學習指導研究會編 本位尋一教育資料大集 |
| 送定料價〇・二五 | 送定料價〇・二五 | 送定料價〇・二五 | 送定料價〇・二五 | 送定料價〇・二五 |
| 下中上 各〇・二五 | 下卷 〇・二五 | 上卷 〇・二五 | 上卷 〇・二五 | 下卷 〇・二五 |
| □從來の高等物理學は専門で読み難く要領を得がたく又高價であつたが、本書は読み易く要領得しやすく又廉價である。□本書は讀み易く要領得しやすく又廉價である。 | □必勝合格の鍵、實力鍛練の捷徑の最良書として最も高率に學習整理に便ならしめた。 | □代數學講義の最高權威書。□學科の本質と指導の玄妙とを極められた先生が最深の注意を拂ひ極めて平易に系統的に詳解せられた良書。 | □過去二十ヶ年の高校專校入學試験問題を基調とし、最近五ヶ年の問題に付新傾向を示す特設し大學受驗文檢受驗用に便してある。 | □本書は弊社編輯部が各高師編輯顧問指導の下に編纂せる一大力作で、尋一教育に屬するあらゆる資料を蒐集し加ふるに其の取扱法につき詳述せるもの眞に初等教育家座右の友として至便なる一大叢書である。 |
| □無味乾燥の算術に興味を添へ情味を加へ算術好きに対するは數學史にしくはない。□本書は數學の發達及び發明發見につき極めて興味深く書いたもので、數學を授くるもの学ぶ者の必讀良書である。 | □代數を初めて學ぶ人、既に學びたる人の學習復習整理の好伴侶である。 | □代數學講義の最高權威書。□學科の本質と指導の玄妙とを極められた先生が最深の注意を拂ひ極めて平易に系統的に詳解せられた良書。 | □過去二十ヶ年の高校專校入學試験問題を基調とし、最近五ヶ年の問題に付新傾向を示す特設し大學受驗文檢受驗用に便してある。 | □本書は弊社編輯部が各高師編輯顧問指導の下に編纂せる一大力作で、尋一教育に屬するあらゆる資料を蒐集し加ふるに其の取扱法につき詳述せるもの眞に初等教育家座右の友として至便なる一大叢書である。 |

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大書圖・目丁一町寺堂安内區南市阪大（取扱手一文註接直）

皇族殿下の賜物の見覽

文部省認定・游溪會御推奨
児童讀物のソリテアチ

百科全習資料

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 日本一を期したる學習資料児童參考書——内容充實して平易體裁優美にして堅牢 | | | | | | | | | |
| 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 |
| 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 |
| 仲本三二先生著 | 仲本三二先生著 | 仲本三二先生著 | 仲本三二先生著 | 仲本三二先生著 | 仲本三二先生著 | 仲本三二先生著 | 仲本三二先生著 | 仲本三二先生著 | 仲本三二先生著 |
| 木枝增一先生著 | | | | | | | | | |
| 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 |
| 學 | 學 | 學 | 學 | 學 | 學 | 學 | 學 | 學 | 學 |
| 數學(算術篇) | 數學(幾何篇) | 數學(代數篇) | 數學(幾何篇) | 數學(代數篇) | 數學(幾何篇) | 數學(代數篇) | 數學(幾何篇) | 數學(代數篇) | 數學(幾何篇) |
| 兒童 | 兒童 | 兒童 | 兒童 | 兒童 | 兒童 | 兒童 | 兒童 | 兒童 | 兒童 |
| 續兒 | 續兒 | 續兒 | 續兒 | 續兒 | 續兒 | 續兒 | 續兒 | 續兒 | 續兒 |
| 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 | 國文 |

一名兒童百科全書と稱し、逐次各科に亘りて刊行、一冊にても良書揃へば尚良書

定價各冊一圓八拾錢・料送十錢

東洋圖書株式合資會社
大京東阪・京東大坂

正直上島先生著

教育洋東圖書は

| 版三 | 版三 | 版四 | 版五 | 版四 | 版五 | 版三 |
|---|---|---|---|--|--|---|
| 新歐米教育の實際 | 母より先生へ | 私の教育記録 | 花の活け方 | 作法實習記錄 | 寫眞による作法實習記錄 | 奈良女高師授中源イネ先生共著 |
| 大阪船長上島直之先生著 | 小西重直先生序、青木文子女史抄譯 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師永田與三郎編 | 奈良女高師秋草ちか先生著 | 奈良女高師授中源イネ先生共著 | 奈良女高師授中源イネ先生共著 |
| 定價六元 | 定價六元 | 定價六元 | 定價六元 | 定價六元 | 定價六元 | 定價六元 |
| ○譯者青木夫人は母となる前後子供の問題についてこの原著ほど暗示と開拓と興へたものはありませんと申してをられる。 | ○譯者青木夫人は母となる前後子供の問題についてこの原著ほど暗示と開拓と興へたものはありませんと申してをられる。 | ○明治の模倣を脱却し學習主義教育の殿堂を開いたのは幾多實際家の努力の賜である。 | ○明治の模倣を脱却し學習主義教育の殿堂を開いたのは幾多實際家の努力の賜である。 | ○本書記述する二十餘家の表面華々しき成績を丹念に記録されてゐる。此等には想像力の巨火であると推奨してをられる。 | ○本書記述する二十餘家の表面華々しき成績を丹念に記録されてゐる。此等には想像力の巨火であると推奨してをられる。 | ○教育の根本態度に初まつて、教育上の改革方針とその實例とを獨特の名文を以て示され。更に其體驗されたる合學習の實際結果を公にされたるもので、其の精細と深淵とを極めた點に於て他に例を見ない。 |
| ○譯者青木夫人は母となる前後子供の問題についてこの原著ほど暗示と開拓と興へたものはありませんと申してをられる。 | ○譯者青木夫人は母となる前後子供の問題についてこの原著ほど暗示と開拓と興へたものはありませんと申してをられる。 | ○本書記述する二十餘家の表面華々しき成績を丹念に記録されてゐる。此等には想像力の巨火であると推奨してをられる。 | ○本書記述する二十餘家の表面華々しき成績を丹念に記録されてゐる。此等には想像力の巨火であると推奨してをられる。 | ○華道の権威たる投入と盛花の基礎について代表たる本膳の響應につき一々詳細な寫眞により一目瞭然たらしめたものである。此等には想像力の巨火であると推奨してをされる。 | ○華道の権威たる投入と盛花の基礎について代表たる本膳の響應につき一々詳細な寫眞により一目瞭然たらしめたものである。此等には想像力の巨火であると推奨してをされる。 | ○教育の根本態度に初まつて、教育上の改革方針とその實例とを獨特の名文を以て示され。更に其體驗されたる合學習の實際結果を公にされたるもので、其の精細と深淵とを極めた點に於て他に例を見ない。 |
| ○譯者青木夫人は母となる前後子供の問題についてこの原著ほど暗示と開拓と興へたものはありませんと申してをられる。 | ○譯者青木夫人は母となる前後子供の問題についてこの原著ほど暗示と開拓と興へたものはありませんと申してをられる。 | ○本書記述する二十餘家の表面華々しき成績を丹念に記録されてゐる。此等には想像力の巨火であると推奨してをられる。 | ○本書記述する二十餘家の表面華々しき成績を丹念に記録されてゐる。此等には想像力の巨火であると推奨してをられる。 | ○華道の権威たる投入と盛花の基礎について代表たる本膳の響應につき一々詳細な寫眞により一目瞭然たらしめたものである。此等には想像力の巨火であると推奨してをされる。 | ○華道の権威たる投入と盛花の基礎について代表たる本膳の響應につき一々詳細な寫眞により一目瞭然たらしめたものである。此等には想像力の巨火であると推奨してをされる。 | ○教育の根本態度に初まつて、教育上の改革方針とその實例とを獨特の名文を以て示され。更に其體驗されたる合學習の實際結果を公にされたるもので、其の精細と深淵とを極めた點に於て他に例を見ない。 |

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大・京東

東洋圖書の教育書

| 版三 | 版四 | 版三 | 版三 | 版六 |
|--|---|--|--|---|
| 大正 初等教育史上に残る人々と其の苦心 奈良女高官 永田與三郎編 送定料價 二・五〇 正 | 私 母より先生へ 池田こぎく先生著 送定料價 二・六〇 の 教 育 記 錄 | 奈良女高師 訓導 永田與三郎編 送定料價 二・六〇 の 教 育 記 錄 | 奈良女高師 小西重直先生序 青木文子女史抄譯 送定料價 二・四〇 母 より 先 生 へ | 奈良女高師 前良教諭 上島直之先生著 送定料價 二・六〇 の 教 育 の 實 際 |
| □明治の模倣を脱却し學習主義教育の殿堂を開いたのは幾多實際家の努力の賜である。本書記する二十餘家の表面華々しき成果の裏面には慘憺たる苦心を祕めてゐる。此尊敬すべき記念塔は後進者指導の無二の良書 | □教育の根本態度に初まつて、教育上の改革方針とその實例とを獨特の名文を以て示され □小西博士は子供を眞の子供にまで育てあげ □譯者青木夫人は母となる前後子供の問題についてこの原著ほど暗示と開發とを興へた □奈良女高師前教諭たりし先生が、先に命に終すものが最後の勝者である。□本書は新教育の精神を如實に示された良書で之を會得せば誰人も自ら伸び自ら太る。獨り學生勉学指針たるのみでなく處世の必讀良書。 | □本邦唯一の服裝に關する名著で我が國太古より現代に至る服裝の總てを網羅し出典 △奈良女高師前教諭たりし先生が、先に命に終すものが最後の勝者である。□本書は新教育の精神を如實に示された良書で之を會得せば誰人も自ら伸び自ら太る。獨り學生勉学指針たるのみでなく處世の必讀良書。 | □奈良女高師前教諭たりし先生が、先に命に終すものが最後の勝者である。□本書は新教育の精神を如實に示された良書で之を會得せば誰人も自ら伸び自ら太る。獨り學生勉学指針たるのみでなく處世の必讀良書。 | 最古實力養成 今古服裝の研究 |

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大替振・目丁一町寺堂安内・區南市阪大(取扱手一文註接直)

皇族殿下の賜台覽

文部省認定・渢谷・茗溪會御御賞推奨
児童物語のソリティーチ

百科全書 學習資料

| | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 奈良女高師教授 神戸伊三郎先生著 兒 童 の 植 物 學 | 奈良女高師教授 神戸伊三郎先生著 兒 童 の 植 物 學 | 奈良女高師教授 神戸伊三郎先生著 兒 童 の 昆 虫 學 | 奈良女高師教授 桑野久任先生著 兒 童 の 鎌 動 物 學 | 奈良女高師教授 西田與四郎先生著 兒 童 の 生 理 學 (活動編) | 奈良女高師教授 清水半吾先生著 兒 童 の 天 文 學 |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|

一名兒童百科全書と稱し、逐次各科に亘りて刊行、一冊にても良書揃へば尚良書

錢十料送・錢拾八圓壹 冊各價定

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大替振・目丁一町寺堂安内・區南市阪大(取扱手一文註接直)

日本一を期したる學習資料兒童參考書、内容充實して平易體裁優美にして堅牢

皇族殿下の賜台覽

文部省認定・済溪茗・御會御推奨
児童の物語リソーラーのチリ

學習資料全科百

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 | 奈良女高師前教諭 |
| 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 | 及川久太郎先生著 |
| 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 | 奈良女高師須山法香齋先生著 |
| 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 |
| 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 | 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 | | | | | | | | | | | |

定價〇・一五
定價〇・一五

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大替振・目丁一町寺堂安内・區南市阪大 (扱取手一文註接直)

一名兒童百科全書と稱し、逐次各科に亘りて刊行、一冊にても良書揃へば尙良書

教育書は東洋圖書

| 版五 | 要不定檢 | 濟定檢省部文 | 版四 |
|---|--|--|--------|
| 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 奈良女高師須山法香齋先生著 | 新化學實驗教科書 | 新化學實驗教科書 | 中等教科書 |
| 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 | 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 | 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 送時定價〇・一五 | 作法實習記錄 |

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大替振・目丁一町寺堂安内・區南市阪大 (扱取手一文註接直)

ナ3Q 97

皇族殿下の賜台覽

文部省定・茗溪會御推奨
児童讀物のリソリーチの物語

| 日本一を期したる學習資料児童參考書—内容充實して平易體裁優美にして堅牢 | |
|-------------------------------------|-------------|
| 奈良女高師教授 神戸伊三郎先生著 | 児童の植物學 |
| 奈良女高師教授 神戸伊三郎先生著 | 児童の植物學 |
| 奈良女高師教授 神戸伊三郎先生著 | 児童の動物學 |
| 奈良女高師教授 神戸伊三郎先生著 | 児童の昆蟲學 |
| 奈良女高師教授 桑野久任先生著 | 児童の昆蟲學 |
| 奈良女高師教授 桑野久任先生著 | 児童の昆蟲學 |
| 奈良女高師教授 西田與四郎先生著 | 児童の地理學(活動編) |
| 奈良女高師教授 清水半吾先生著 | 児童の地理學(活動編) |
| 奈良女高師教授 西田與四郎先生著 | 児童の地理學(活動編) |
| 奈良女高師教授 清水半吾先生著 | 児童の地理學(活動編) |
| 錢十料送・錢拾八圓壹 冊各價定 | |
| 兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東 | |
| 番六五五九三阪内替鑑・目丁一町寺堂安内區南市阪大(扱取手一文註接直) | |

一名兒童百科全書と稱し、逐次各科に亘りて刊行、一冊にても良書揃へば尙良書

終

